

(案)

熊本県食品ロス削減推進計画

(第2次)

つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス！



令和8年（2026年）〇月
熊本県

目 次

第1章 食品ロス削減推進計画について	
1 計画策定の背景	1
2 計画の基本的な考え方	4
第2章 熊本県における食品ロス等の現状と課題	
1 熊本県の食品ロス発生状況(推計)	6
2 食品ロス削減に係る意識調査結果	8
3 食品ロス削減に係る本県の課題	11
第3章 本県の目標	
1 目指す姿	12
2 取組の方向性	12
3 計画の目標	13
第4章 食品ロス削減推進に関する施策の展開	
1 各主体の役割	16
2 県の推進施策	21
第5章 計画の推進に向けて	
1 推進に向けた連携・協力	28
2 計画の進行管理	28
【資料】	29
□ 食品ロス削減に係る意識調査結果	30
□ 食ロスチェックモニター調査結果概要	36
□ その他	37
・食品ロスの削減の推進に関する法律	
・食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	
・熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議委員名簿	

第1章 食品ロス削減推進計画について

1 計画策定の背景

(1) 食品ロスを取り巻く現状

① 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいいます。我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、大量の食品ロスが発生しています。

令和5年度（2023年度）の日本の食品ロス発生量は、年間約464万トン（令和5年度推計 農林水産省・環境省）と推計されています。これを国民一人当たりに換算すると、年間約37kg、一人1日当たりでは約102g（おにぎり約1個分のご飯に相当）の食品ロスが発生しています。

また、この年間約464万トンの食品ロス発生量は、国連世界食糧計画（国連WFP¹）による飢餓に苦しむ人たちへの食料支援量370万トン（令和5年（2023年）実績）の約1.3倍にあたります。

日本の食料自給率（カロリーベース²）は38%（農林水産省算出「食料需給表（令和5年度（2023年度））」）で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

このような中で、食品ロスの発生は、食料生産や輸送、廃棄に費やされた資源や労力、コスト等の浪費であり、その過程で排出されたCO₂により環境に負荷が生じます。

食品ロス問題は、「もったいない」ということにとどまらず、環境問題や経済問題等の社会問題と深くつながっています。

食品ロスの発生要因は、464万トンのうち、231万トンが事業系食品ロス³で、「食品製造業」「外食産業」「食品小売業」「食品卸売業」で発生する規格外品や返品、売れ残りや顧客の食べ残し等からなります。

また、233万トンが家庭系食品ロス⁴で、家庭での「直接廃棄」（手つかず）、「食べ残し」、調理過程等での可食部分の「過剰除去」からなります。

¹ 国連WFP：国連世界食糧計画（World Food Programme）

² カロリーベース：基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、国民に供給される熱量（総供給熱量）に対する国内生産の割合を示す指標

³ 事業系食品ロス：事業活動に伴って発生する食品ロス

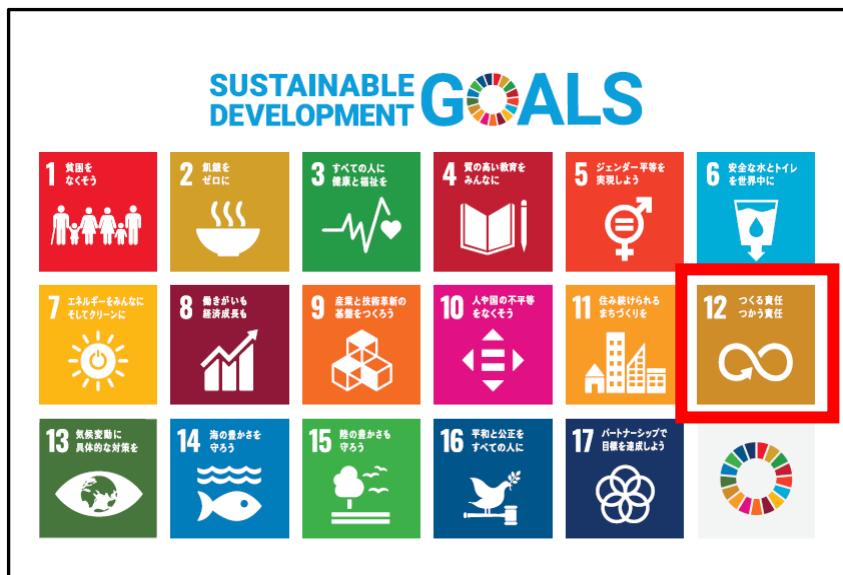
⁴ 家庭系食品ロス：各家庭から発生する食品ロス

(2) 食品ロス削減の意義

① 世界の動き

平成 27 年(2015 年)9 月に、国際連合の「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)⁵⁾」では、誰一人取り残さない、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール(目標)が設定されています[図表 1]。

その中で、食品ロス削減は、「目標 12 つくる責任 つかう責任」の中に位置付けられ、国際的にも重要な課題であり、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーン⁶⁾における食料の損失を減少させる」ことが目標として設定されています[図表 1] [図表 2]。



[図表 1]

出典：国際連合広報センターHP

国際的な目標【持続可能な開発目標 SDGs 国連 H27(2015).9月】

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

[図表 2]

また、食品ロスを削減することは、環境の負荷軽減や持続可能な食料生産システムともつながっており、食品リサイクルの推進や環境と関わりの深い複数のゴール達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決にもつながります。

⁵⁾ SDGs : 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)

⁶⁾ サプライチェーン: 生産者から、加工業者や卸業者、小売店、消費者への食品が届くための一連の流れ

② 国の動き

世界で飢餓に苦しむ人たちがいる中で、多くの食料を輸入に頼る我が国では、食品ロス削減は真摯に取り組むべき課題です。

この状況を受け、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、その中で、各地域の食品ロス削減は、地域の特性に合った計画を策定することが効果的であるとし、地方公共団体が計画を策定することを努力義務（法第12条）と規定されています。

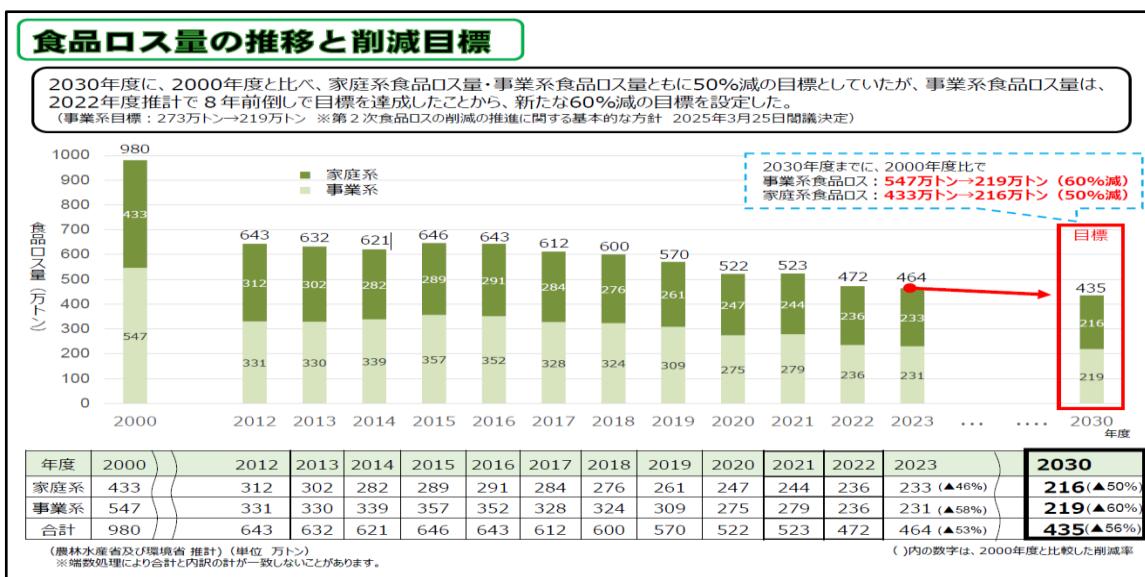
また、令和2年（2020年）3月には、法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が閣議決定され、多分野にわたる食品ロス削減対策を着実に進めるために、消費者、事業者、行政等の多様な主体が緊密に連携を図り、国民運動として一丸となって食品ロスの削減を推進していく方針が定められています。

基本方針の中では、事業者が自己の取組を消費者に伝え、消費者はそれを評価する「つなぐ」視点が必要であり、このような過程を通じて、消費者が食品ロス削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、地球環境等に影響を及ぼす自覚を持ち持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律）の形成の取組と位置づけることができるとされています。

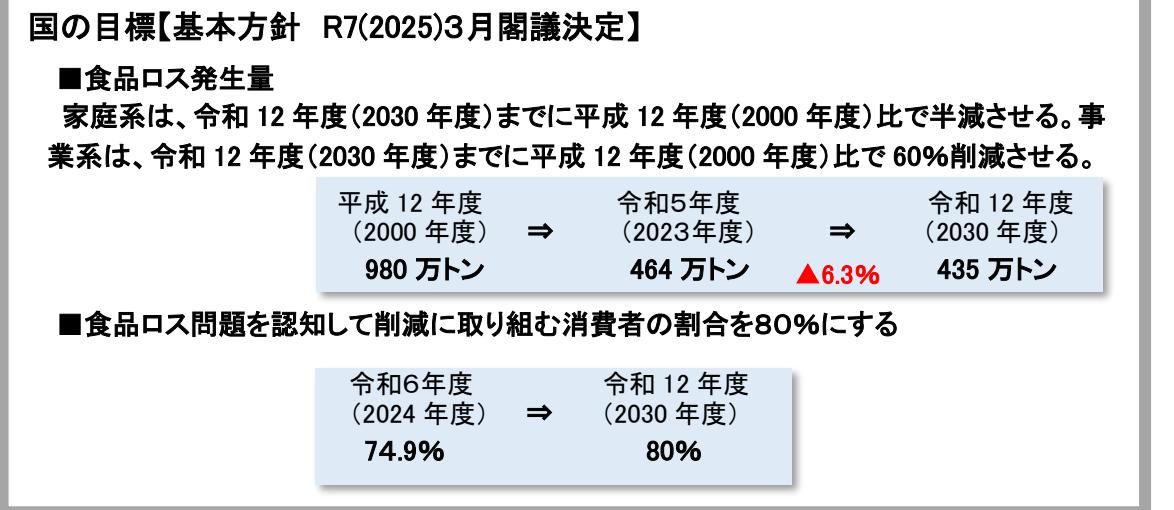
また、基本方針においては、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で食品ロス発生量を半減させることと設定されていました。

令和7年（2025年）3月には、閣議決定により、基本方針の変更があり、事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たに60%減の目標が設定されました。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%にするという目標が引き続き設定されています[図表3][図表4]。



出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料（R7.6.27版）」



[図表4]

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

法第12条第1項では、「都道府県は、基本的な方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、これに基づき、本県における食品ロス削減の取組を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指すため、「熊本県食品ロス削減推進計画（以下「計画」という。）」を策定します。

また、基本方針等を踏まえ、計画期間満了に伴い必要な見直しを行います。

(2) 計画策定(改定)における検討体制

計画策定(改定)にあたっては、府内関係課から構成する「熊本県食品ロス削減推進計画策定会議」で検討を行うとともに、食品ロスが発生する生産、販売、消費等の各段階について見識を有する県内の学識経験者及び民間事業者等により構成する「熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議⁷」に意見を求めます。

(3) 計画の位置付け

本計画は、法第12条第1項の規定に基づき、基本方針を踏まえて、県が策定する「都道府県食品ロス削減推進計画」に位置付けられます。

また、食品ロス削減に係る消費者教育の推進は、「消費者教育の推進に関する法律第2条第2項「消費者市民社会⁸」の形成の取組に位置付けられます。

なお、法第12条第2項の規定に基づき、「第5次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(令和8年(2026年)3月策定。以下「県消費者基本計画」という。)」、「第6期熊本県廃棄物処理計画(令和8年(2026年)3月策定。以下「県廃棄物処理計

⁷ 熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議：巻末資料委員名簿参照

⁸ 消費者市民社会：消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会形成に積極的に参画する社会

画」という。)」及び「第七次熊本県環境基本計画（令和7年（2025年）3月策定。以下「県環境基本計画」という。)」との調和を図ります。

＜県消費者基本計画＞

「基本的方向性3 消費者教育の推進」の中で、持続可能な社会の実現に向けた取組の推進を図るため、消費者、事業者等の多様な主体が理解と関心を深め、それぞれの立場で食品ロス削減に積極的に取り組むとともに、人や社会、環境に配慮した消費者行動である「エシカル消費」の普及啓発に取り組むとしています。

＜県廃棄物処理計画＞

生活系ごみ、事業系ごみを合わせた令和5年度（2023年度）ごみ総排出量は520,091トンで、県民一人1日当たり822gと、令和元年度以降は全国8、9位を推移しています。今後更に削減に取り組むとして、令和12年度（2030年度）には約9%削減した一人1日当たり749gを目指値としています。

＜県環境基本計画＞

「2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ」に向けて、温室効果ガスのさらなる排出削減に必要な取組を県民一体となって推進するとしています。

「家庭部門」の取組としては、SNS等を活用した広報活動により消費者向けの普及啓発を行いながら、更なる食品ロス削減に係る県民の意識の醸成を図ることとしています。

（4）計画期間

本計画は、県消費者基本計画等の計画期間と調和を図ることから、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

第2章 熊本県における食品ロス等の現状と課題

1 熊本県の食品ロス発生状況(推計)

令和7年度(2025年度)に推計した本県の食品ロス発生量(年間推計)は、45,017トンで、内訳は、28,825トンが家庭系食品ロス、16,192トンが事業系食品ロスとなります。

計画策定時から7,911トンの削減となり、中間目標である49,752トンを達成しました。なお、事業系食品ロスは長期目標を5年前倒しで達成しました[図表5] [図表6]。

県民一人当たりに換算すると、年間約26.4kgとなり、一人1日当たりでは72gの食品ロスが発生していることになります[図表7]。

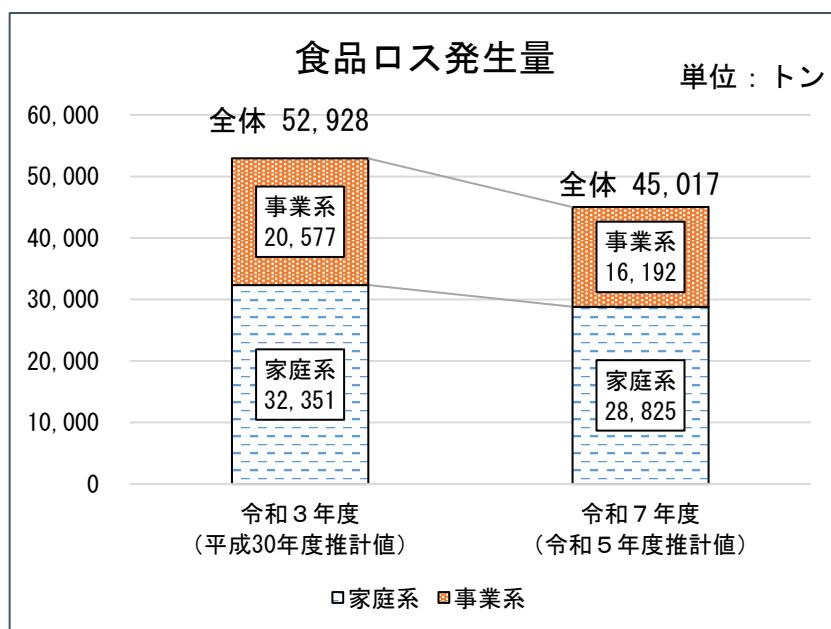
また、食品ロス発生量のうち家庭系・事業系食品ロスの割合は64%、36%と家庭系が多い結果になります[図表7]。

【計画策定時の目標等】

	発生量		
		家庭系	事業系
策定時（令和3年度）	52,928	32,351	20,577
中間目標（令和7年度） ↓	49,752	30,398	19,354
現状（令和7年度）	45,017	28,825	16,192
長期目標（令和12年度）	43,136	26,356	16,780

単位：トン

[図表5]



[図表6]

参考 <熊本県における食品ロス発生量の推計>

A 家庭系食品ロス

■本県の家庭系ごみの収集量

283,982 t⁹ ……①

■家庭系収集ごみに対する食品廃棄物発生割合

30.3%¹⁰ ……②

■家庭系食品廃棄物量

①283,982 t × ②30.3% = 86,047 t ……③

■家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの発生割合¹¹

直接廃棄 (15.0%) ……④ 食べ残し (13.2%) ……⑤ 過剰除去割合 (5.3%) ……⑥

$$\begin{aligned}\text{本県の家庭系食品ロス発生量} &= (③ \times ④) + (③ \times ⑤) + (③ \times ⑥) \\ &= 28,825 \text{ t} ……⑦\end{aligned}$$

B 事業系食品ロス

■本県の食品廃棄物

186,000 t¹² ……⑧

■本県の事業系食品廃棄物発生量

⑧186,000 t - ③86,047 t = 99,953 t ……⑨

■事業系食品廃棄物等に占める食品ロスの割合¹³

16.2% ……⑩

$$\begin{aligned}\text{本県の事業系食品ロス発生量} &= ⑨ \times ⑩ \\ &= 16,192 \text{ t} ……⑪\end{aligned}$$

推計結果

本県の年間の食品ロス発生量

$$45,017 \text{ t} = \text{A 家庭系} : ⑦28,825 \text{ t} + \text{B 事業系} : ⑪16,192 \text{ t}$$

(64.0%) (36.0%)

県民一人当たり¹⁴換算：年間約 26.4kg

一人 1 日当たり：72 g (家庭系：46 g 事業系：26 g)

[図表 7]

⁹ 283,982 t：環境省 R5 「一般廃棄物処理事業実態調査」推計値から算定

¹⁰ 30.3%：環境省 R7.3 月 「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」

¹¹ 家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの発生割合：

環境省 R7.3 月 「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」

¹² 186,000t：熊本県「バイオマス利活用率推計一覧」

¹³ 事業系食品廃棄物等に占める食品ロスの割合：農林水産省・環境省 R5 食品ロス推計値から算出

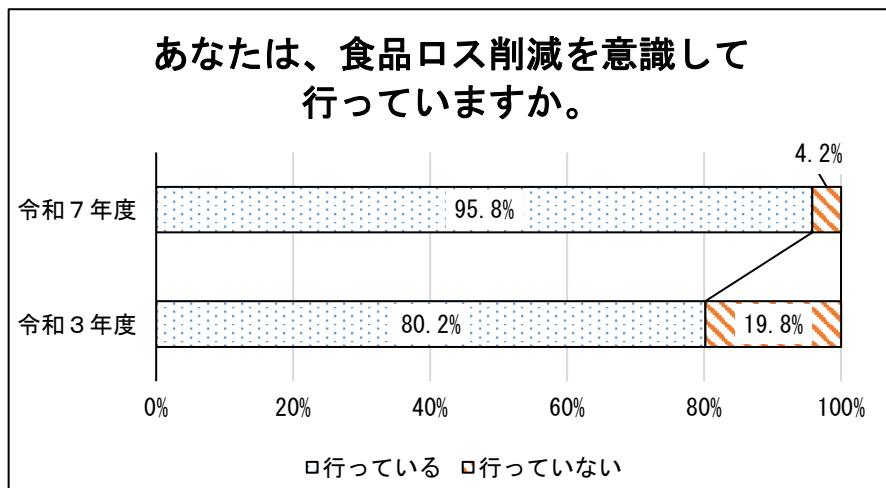
¹⁴ 県民一人当たり：熊本県人口 1,707,747 人(令和 5 年 10 月 1 日時点熊本県推計人口調査結果報告書)

2 食品ロス削減に係る意識調査結果

(1) 消費者

令和7年(2025年)7月に実施した「2025 県民アンケート¹⁵ (県民生活や県の取組みに関する意識調査)」の中の、食品ロス削減に関する回答結果では、「食品ロス削減を意識して行っている」割合は全体の95.8%、「何も行っていない」は4.2%でした。

これは、令和3年(2021年)と比較すると、「食品ロス削減を意識して行っている」消費者が15.6ポイント増加しています[図表8]。



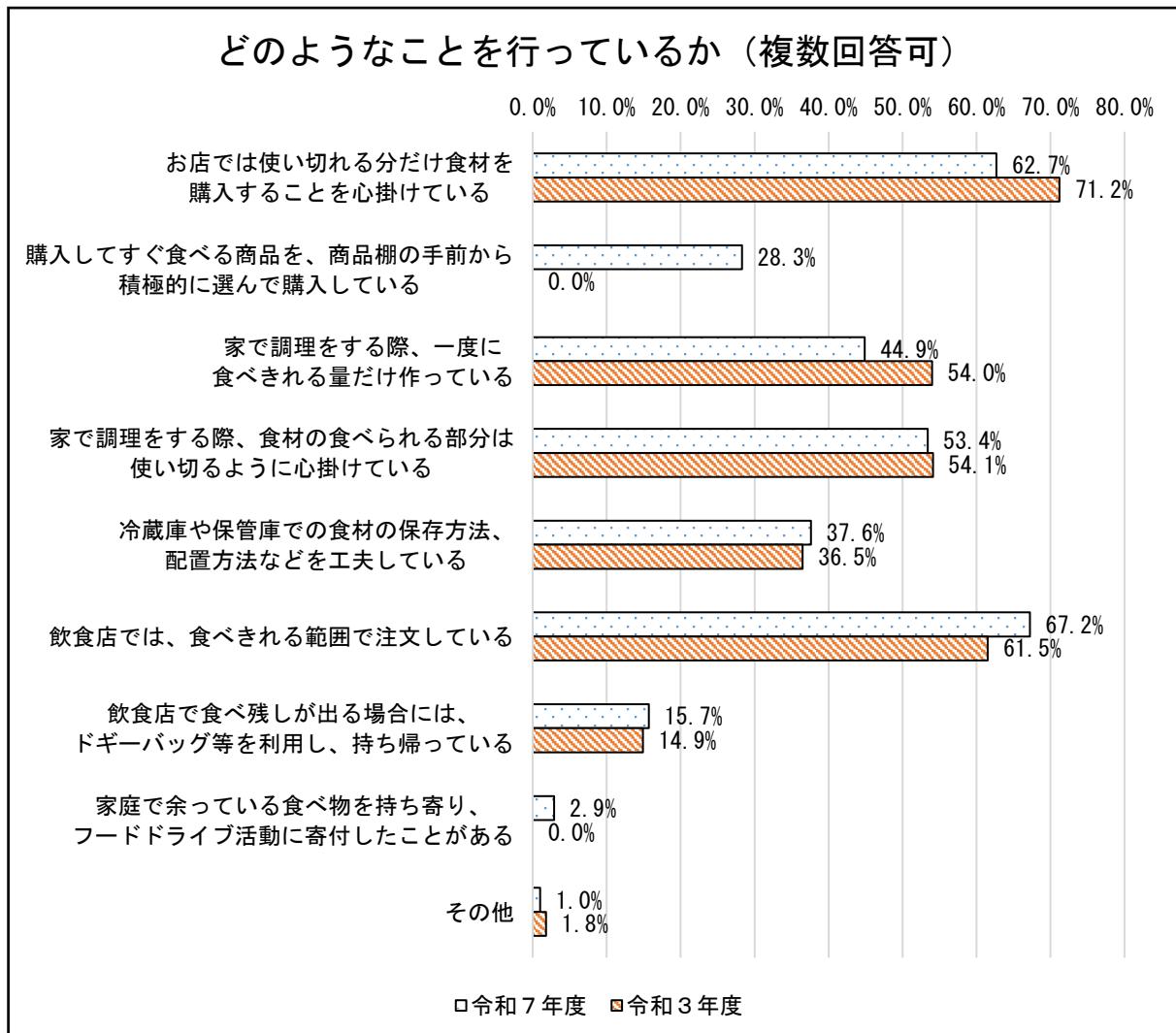
[図表8]

「意識して行っている」と回答した人に、どのようなことを行っているかを尋ねたところ、「飲食店では、食べきれる範囲で注文している」の割合が67.2%と最も高く、続いて「お店では使い切れる分だけ食材を購入することを心掛けている」が62.7%、「家で調理をする際、食材の食べられる部分は使い切るように心掛けている」53.4%、「家で調理をする際、一度に食べきれる量だけ作っている」44.9%という結果でした[図表9]。

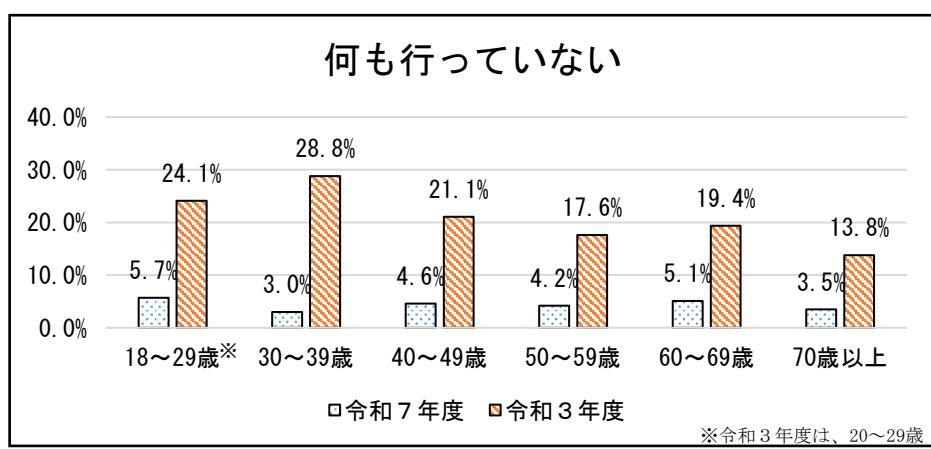
このことから、食品ロス削減を意識して行動している人は、「身近な日常生活の中で、自分ができるところから行動している」ことが分かります。

一方、「何も行っていない」と回答した人を年代別にみると、18歳～29歳が5.7%と最も多く、続いて60歳～69歳が5.1%という結果でした[図表10]。

¹⁵ 県民アンケート：県が実施する県政の個々の政策課題に関する県民の意識調査



[図表9]



[図表10]

(2) 事業者

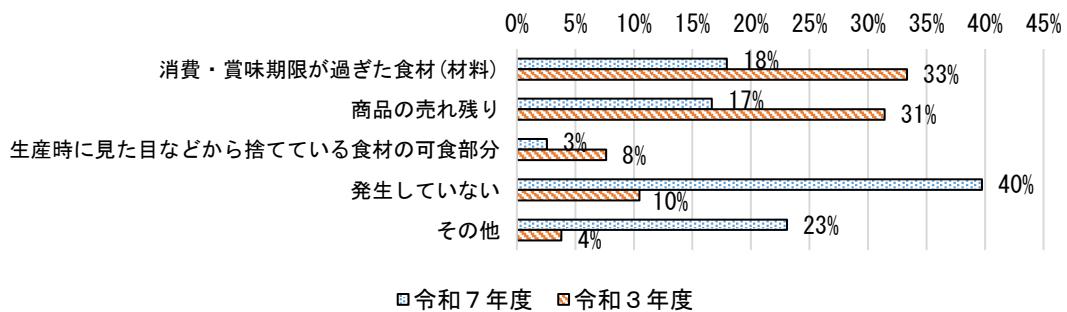
令和7年(2025年)5月に、県内事業者(製造・販売業、飲食業)500社を対象に実施した「食品ロス削減に関する事業者アンケート¹⁶」では、「食品ロスという言葉を聞いたことがあります、その意味も知っていた」事業者は99.0%で、ほとんどの事業者に認知されていました。

また、令和3年(2021年)と比較すると、「食品ロスという言葉をきいたことがあります、その意味も知っていた」割合は5ポイント増加しています。

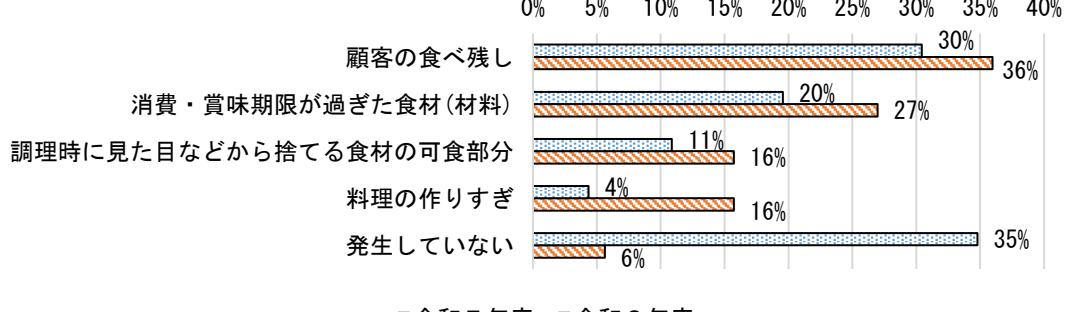
また、食品ロス削減のための取組について尋ねたところ、今回のアンケートに回答した93事業者のうち94.0%に当たる87事業者が、「何らかの取組を行っている」と回答しました。

事業所で発生している食品ロスの形態については、製造・販売業では、その他を除いて「消費・賞味期限¹⁷が過ぎた食材(材料)」が最も多く、次に「商品の売れ残り」、飲食業では「顧客の食べ残し」が最も多く、次に「消費・賞味期限が過ぎた食材(材料)」が多いという結果になりました[図表11][図表12]。

「食品ロス」が発生する主な場面・理由はなんですか。 【製造・販売業】(複数回答可)



「食品ロス」が発生する主な場面・理由はなんですか。 【飲食業】(複数回答可)



¹⁶ 食品ロス削減に関する事業者アンケート：県が無作為抽出による県内製造・販売、飲食業500社を対象に実施した事業者の意識調査

¹⁷ 消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

3 食品ロス削減に係る本県の課題

これまで記載してきた本県の食品ロスの現状から、課題を以下のとおり整理しました。

今後食品ロス削減に取り組むには、「食品ロス削減の意義を浸透させること」、「具体的な行動実践につなげること」、「県民総参加で取り組むこと」の3つの方向性が必要となります。

○消費者の食品ロス削減に関する意識改革・行動変容が必要

- ・若い年代の食品ロス問題への関心や取り組む率の向上のため消費者教育が必要
- ・日常生活（買い物、調理等）で取り組める基本的知識の周知啓発が必要
- ・賞味期限や消費期限等科学的根拠を知り、食品ロスを「もったいない」と思うだけでなく、環境問題や経済問題ともつながるという意識が必要
- ・消費者が自己の消費行動を見直すという行動変容が必要
- ・商慣習の見直し等事業者の取組への理解が必要

○事業者の納品期限の緩和等商慣習見直しに係る普及啓発が必要

- ・消費者の過度な鮮度志向や欠品を許容しない風潮に大きく影響されている商慣習や商品管理を、持続可能な社会に向けてサプライチェーン全体で見直すことが必要

○余剰食品の有効活用を充実させることが必要

- ・県民や事業者が所有する余剰食品を必要とする支援団体に届け、食品の有効活用ができる仕組みの充実が必要

《課題から見える方向性》

- ・食品ロス削減の意義浸透が必要
- ・具体的行動の実践が必要
- ・県民総参加の取組が必要

第3章 本県の目標

1 目指す姿

食品ロス削減に効果的に取り組むためには、県民一人ひとりが食品ロス削減の意義を認識し、この問題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず具体的な「行動」に移すことが必要です。

そして、消費者、事業者、関係団体等が、食品ロス削減という目標を共有し、それぞれの立場を理解・協力しつつ、それぞれの責任において県民一体となって取り組んでいくことを目指します。

<目指す姿>

つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス！

2 取組の方向性

本県の食品ロス削減の課題は、消費者一人ひとりの日常生活から、事業者等が構成するサプライチェーン全体にかかるものまで幅広い分野に及びます。

これらの課題を解決するためには、第2章で記載した課題から見える方向性により消費者、事業者、関係団体等の各主体が、それぞれの立場で主体的に循環型社会¹⁸の形成につながる削減に取り組むことが必要です。

このことが、ひいては「ゼロカーボン社会くまもと」の実現につながり、誰一人取り残さない持続可能な世界実現を目指すSDGsの目標を体現するものです。

(1) 消費者等の意識改革・行動変容推進

消費者一人ひとりが食品ロス削減の意義を認識するために、消費者教育を通じて消費者の意識改革を進め、行動変容を促します。食品ロス削減の取組は、消費者だけでなく事業者等の果たすべき社会的責任の一つであること認識し、事業者の取組への理解と後押しにつなげます。

(2) 発生抑制及び有効活用の取組推進

各主体が、食品ロス削減に係る取組を具体的行動の実践に結びつけるため、それぞれの立場で、まず発生抑制に向けて取り組むよう促します。

未利用食品については、食品を必要とする支援団体の情報提供等を行い、有効活用を推進します。

¹⁸ 循環型社会：[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

(3) 県民運動の機運醸成

食品ロス削減の意義を理解することで、県民全員が当事者であるということを理解し、それぞれの具体的行動を実践し、県民総参加で取り組むよう、機運の醸成に努めます。

3 計画の目標

第1章の国際的な目標、国の目標¹⁹を踏まえ、以下のとおり県の数値目標を設定します。

(1) 食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合

計画策定当初の目標は「食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合を 10%以下にする。」としていましたが、国の基本方針等を踏まえ「食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合を 90%以上にする。」と改めます。

そのことを踏まえ、令和 7 年度の消費者の意識調査では、食品ロス削減に取り組んでいる人の割合は 95.8% と目標を達成しました。

そこで、新たに「食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合を前年度比増」にすることを目標とします。 [図表 13]。

【令和 7 年度（2025 年度）消費者意識結果 ²⁰ 】	
食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合	95.8%

↓

【令和 12 年度（2030 年度）消費者意識目標値】	
食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合（県民アンケート）	前年度比増

[図表 13]

(2) 食品ロス発生量

国は、食品ロス量の目標について、家庭系食品は、令和 12 年度（2030 年度）までに、平成 12 年度（2000 年度）比で半減、事業系食品は 60% 削減させることを目標にしています。

本県では家庭系食品ロス、事業系食品ロスともに令和 12 年度（2030 年度）までに令和 3 年度（2021 年度）比で国の削減率を踏まえ 18.5% 削減した発生量にすることを目標としていたところ、事業系食品ロスについて、目標を達成したことから新たに目標を定めます。

国の事業系食品ロスの目標から算出すると、令和 5 年度（2023 年度）食品ロス発生量から 5.2% の削減率となります。新たに定める本県の事業系食品ロスの目標についても

¹⁹ 国際的な目標、国の目標：P2 図表 2、P4 図表 4

²⁰ 令和 7 年度（2025 年度）消費者意識結果：令和 7 年度（2025 年度）県民アンケート調査値

国の削減率を踏まえ、本県の令和5年度(2023年度)食品ロス発生量から5.2%削減した、15,350トンとします。なお、家庭系食品ロスは長期目標から2,469トンの削減が必要なことから継続します。

新たな食品ロス発生量の目標は、令和5年度(2023年度)から7.4%削減した41,706トンとし、内訳は、家庭系食品ロスが26,356トン、事業系食品ロスが15,350トンとします。[図表14][図表15]。

【新たな目標】

	発生量	家庭系	事業系
策定時(令和3年度) (平成30年度推計値)	52,928	32,351	20,577
現状(令和7年度) (令和5年度推計値)	45,017	28,825	16,192
目標(令和12年度)	41,706	26,356	15,350

単位：トン

[図表14]

令和7年度(2025年度) [令和5年度(2023年度)推計]			
食品ロス発生量	発生量(トン)	うち家庭系	うち事業系
熊本県	45,017	28,825 (64.0%)	16,192 (36.0%)
県民一人1日当たり	72g/(人・日)	46g/(人・日)	26g/(人・日)

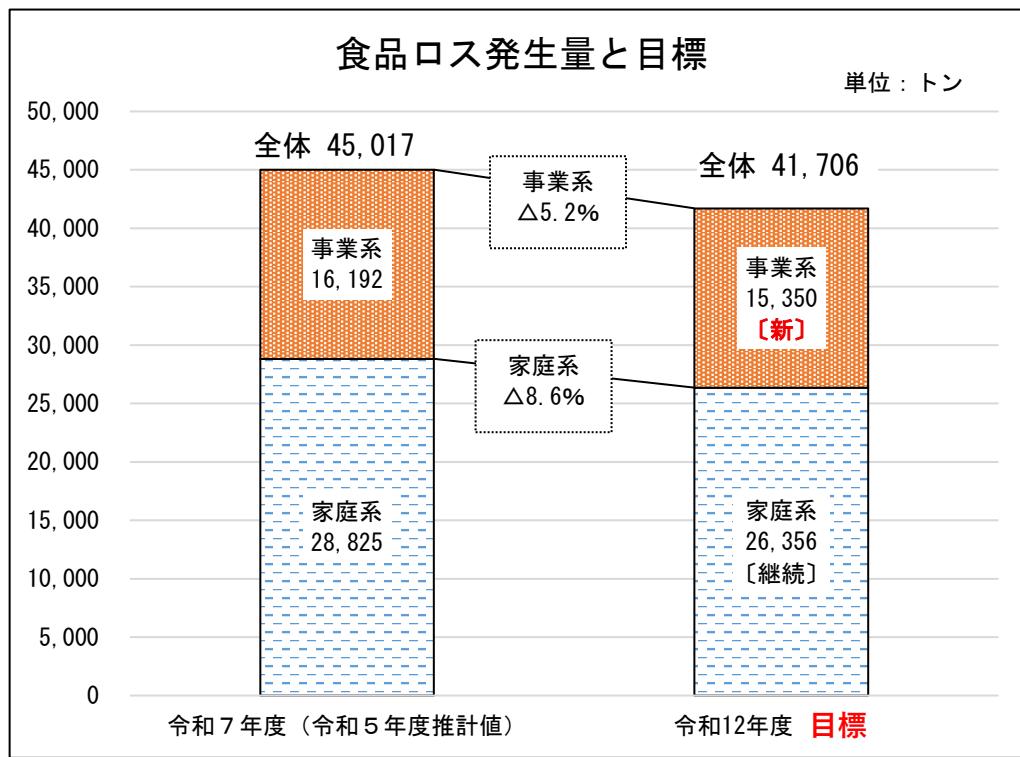


一人1日当たり5gを削減

令和12年度(2030年度)目標値			
食品ロス発生量	発生量(トン)	うち家庭系	うち事業系
熊本県	41,706	26,356 (63.2%)	15,350 (36.8%)
県民一人1日当たり	67g/(人・日)	42g/(人・日)	25g/(人・日)

[図表15]





[図表 16]

第4章 食品ロス削減推進に関する施策の展開

1 各主体の役割

第3章で記載したように、各主体が以下の役割と取組を理解し、食品ロス削減を実践する必要があります。

（1）消費者の役割

消費者は、食品ロス削減の必要性について理解し、日頃の食品ロス削減を意識した生活の見直しが必要です。そのため以下に示す取組事例を参考に、日常生活における実践が求められます。

また、過度な鮮度指向や欠品を許容しない風潮が、サプライチェーン全体の食品ロスを発生させる結果となることを認識して行動することが必要です。

更に、食品ロス削減に取り組む事業者の商品や店舗等を積極的に活用することで、これらの事業者を支援することも大切な取組の一つです。

県が推奨する具体的な取組事例等の実践に協力し、県民一体となって食品ロス削減に取り組みます。

【取組事例】

【消費者】 食品ロス削減に向けて実践できる事例	
行 動	
日々の生活 の中で	 食品ロスを意識し、どのようなものが発生するか観察し、改善へつなげる。 (食ロスチェック)
買 い 物	 《出かける前に》 □家にある食材をチェック（在庫確認）する。 ・購入する必要があるもの、ないものを事前にチェックする。 《買い物のときに》 □期限表示を理解のうえ、使用時期（すぐ食べるのか）を考えて購入する。 ・「賞味期限」おいしく食べることができる期限。 「消費期限」過ぎたら食べない方がよい期限。（未開封に限る）  購入してすぐ食べる商品は、期限にかかわらず手前から商品を取る。 (てまえどり) ・すぐ食べる場合は、見切り品等も活用する。 □使い切れる分だけ購入する。 □欠品を許容する意識を持つ。 ・食品ロス削減を意識し、売れ残りを減らす事業者の取組として理解する。

食品の保管	<input type="checkbox"/> 食材に応じた適切な保存をして、長持ちさせて、おいしく食べる。 • 例えば、入手した食材を種類ごとに分けたり、必要に応じて下処理を行い、冷蔵庫や冷暗所等食材に応じた場所で保存する。 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫等の在庫管理を定期的に行う。 <input type="checkbox"/> 保存している食材を使いきる。
調 理	<input type="checkbox"/> 食材を計画的に使いきる。 • 例えば、余った食材等を活用した一汁一菜などで使いきる。 <input type="checkbox"/> 食材の皮を厚くむきすぎないなど食べられる部分はできるだけ無駄にしない。 <input type="checkbox"/> 食べ残しを減らし、食べなかつたものはリメイク等の工夫をする。 • まだ食べられる食材を無駄なく使うレシピ、例えば、野菜を丸ごと使ったレシピ、余った料理をアレンジしたリメイクレシピ等を活用し、おいしく使い切る。
外 食	 くまもと食べきり運動 ²¹ に協力する。 <input type="checkbox"/> 食べきれる量を注文し、提供された料理を食べる。 <input type="checkbox"/> 宴会時は、時間を決めるなどしておいしく食べきる工夫をする。 • おいしく食べきることを呼びかける「30・10（さんまる いちまる）運動 ²² 」など、最初と最後に料理を楽しむ時間を設けるなど食べきる工夫をする。

【消費者の取組に参考となる資料】

(買い物、食品の保管、調理について)

- 「計ってみよう！家庭での食品ロス」
食品ロス削減マニュアル～チェックシート付～冊子(消費者庁)
(外食について)
- 「めざせ！食品ロス・ゼロ できることから、始めてみよう（外食・宴会編）」
リーフレット(消費者庁)
⇒ 上記資料は消費者庁のホームページから閲覧できます。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/
- 消費者庁は、特設サイト「めざせ！食品ロス・ゼロ」を開設しています。
<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/>
- 消費者庁は、料理レシピサービス「クックパッド」に「消費者庁のキッチン」を開設し、食材を無駄にしないレシピを掲載しています。
⇒ 料理レシピサービス「クックパッド」ホームページから閲覧できます。

²¹ くまもと食べきり運動：県民、食べきり協力店、県が協力して、宴会等での食べきりを目指す運動。

²² 30・10（さんまる いちまる）運動：宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前には自分の席に戻って再度料理を楽しむ運動

(2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動における食品ロスを把握し、商慣習の見直し等その削減を図ることが求められます。また、サプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性の理解を深めることが必要です。その上で以下にあげる取組事例を参考に、取り組むことが求められます。

消費者に対して、自らの食品ロス削減の取組状況を発信し、消費者の理解と協力を得ること、県が推奨する具体的な取組事例等の実践や市町村が実施する食品ロス削減の取組に協力し、ともに取組を進めます。

また、やむを得ず発生した未利用食品については、食料を必要とする支援団体と情報共有をしながら、「食品寄附ガイドライン」に基づき有効活用・再利用等に努め、県民一体となって食品ロス削減に取り組みます。

【取組事例】

【事業者】食品ロス削減に向けて求められる行動	
行 動	
すべての事業者共通事項	<input type="checkbox"/> 食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンク等への提供を含む。）。  フードドライブ活動に参加する。
食品関連事業者共通事項	<input type="checkbox"/> 食品を包装する段ボール等の資材に傷や汚れがあっても、中身が破損しておらず、輸送や保管に支障がなければ、廃棄せずそのまま販売できるよう、関係者で食品ロス削減の意識を共有する。 <input type="checkbox"/> フードシェアリング ²³ の活用等による売り切りの工夫 <input type="checkbox"/> 未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンクやマルシェ活動）の理解と提供の取組 <input type="checkbox"/> 食品ロスの削減に向けた体制構築と、取組内容や進捗状況等の消費者等への取組
農林漁業者	<input type="checkbox"/> 規格外や未利用の農林水産物の有効活用の取組
食品製造業者	<input type="checkbox"/> 食品原料の無駄のない利用への取組 ・ 例えば、原料の在庫や品質管理を徹底し、原料の無駄をなくす。 <input type="checkbox"/> 製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持への取組 <input type="checkbox"/> 食品の製造方法の見直しや容器包装の新たな技術導入等による賞味期限の延長の取組 <input type="checkbox"/> 年月表示化など賞味期限表示の大括り化 ²⁴ の検討

²³ フードシェアリング：そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングさせることで食品ロス削減や無駄を減らす仕組み

²⁴ 賞味期限表示の大括り化：農林水産省が推進する、賞味期限表示の年月表示や日まとめ表示（年月日表示のまま、日の表示を例えば10日単位で統一）といった大括り化。

	<ul style="list-style-type: none"> □サプライチェーン全体での気象データ活用等による需要予測の高度化や受発注リードタイム²⁵の調整等の取組 □少人数世帯向けに小分け販売や少量販売をする等消費実態に合わせた容量の適正化への取組 □製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等の有効活用の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、規格外野菜を料理の材料に活用したり、食品を必要とする支援団体に提供する。
 食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> □サプライチェーン全体での納品期限（3分の1ルール等）の緩和等の商慣習見直しの取組 □天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫、季節商品の予約制等、需要に応じた販売への工夫 □賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し（購入してすぐ食べる商品はてまえどりを促進）、売りきるための取組（値引き・ポイント付与等）や、小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫への取組 □食品小売業者（フランチャイズ店）において、本部と加盟店との協力による取組
 外食事業者	<ul style="list-style-type: none"> □天候や曜日等、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫 □くまもと食べきり運動に協力する。 □消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）への取組 □おいしく食べべきことを呼びかける「30・10（さんまる いちまる）運動」等の取組 □消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境の醸成と「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき対応

²⁵ 受発注リードタイム：発注から納品までの時間

（3） 県の役割

県は、第3章で記載した3つの方向性により本県の目指す姿を実現するため、法で定められた県の役割を踏まえ、具体的な施策に取り組んでいきます。

また、各主体がそれぞれの役割と取組を理解し、連携して削減に取り組めるよう施策を実施します。

食品ロス削減推進にあたって、日常で取り組める具体的な取組を明示し、実践を推進し、県民運動としての機運を醸成し、着実な食品ロス削減につなげます。

（4） 市町村の役割

市町村は、国の基本方針及び県計画を踏まえて、法第13条（市町村食品ロス削減推進計画）の規定に基づき、それぞれの地域の特性に応じた計画の策定に努めます。

また、国及び県と連携し、県が推奨する具体的な取組事例等を参考に、（1）（2）の役割を実践する消費者や事業者が増えるよう取り組みます。

（5） 関係団体などの役割

消費者団体、福祉関係団体、NPO法人等の関係団体は、食品ロス削減について理解を深め、「ゼロカーボン社会・くまもと県民会議」²⁶等のネットワークを活かし、県、市町村等と連携して（1）（2）の役割を実践する消費者や事業者が増えるよう普及啓発活動等に努めます。

また、県が推奨する具体的な取組事例等の取組に協力し、ともに取り組みます。

食品が必要な人の現場を担う団体等においては、余剰食品を必要な人に届ける取組に際して、仕組みの構築に協力し、連携して有効活用を推進します。

²⁶ ゼロカーボン社会・くまもと県民会議:

「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」を実現するため、省エネルギー、エネルギー・シフト等の地球温暖化対策とともに、3R(Reduce・Reuse・Recycle)、食品ロス削減等の循環型社会の形成に向けた取組を推進するために設置された会議。行政・議会関係、教育関係、地域活動団体、業界団体、マスコミ関係から構成されている。

2 県の推進施策

県は、前頁で記載した役割に沿って施策を展開していきます。

特に、消費者が食品ロスの意義を理解し、日常生活ですぐ取り組め、行動変容につながる4つの行動、「てまえどり」行動の推進、「食べきり運動」の推進、「フードドライブ」活動の推進、「食ロスチェック」の実施を、食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として重点的に推進します。

これらの行動を消費者、事業者、関係団体等と一丸となって実施していくことで、県民運動の機運の醸成と定着を図ります。

食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』

県では、消費者等の行動変容につながる4つの行動を、食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として重点的に推進します。

[行動1] 買い物時の「てまえどり」行動の推進

購入してすぐ食べる商品を商品棚の手前から積極的に選ぶ取組



[行動2] 外食時の「食べきり運動」の推進

県民、食べきり協力店²⁷、県が協力して、宴会等での食べきりを目指す取組

[行動3] 事業者参加の「フードドライブ」活動の推進

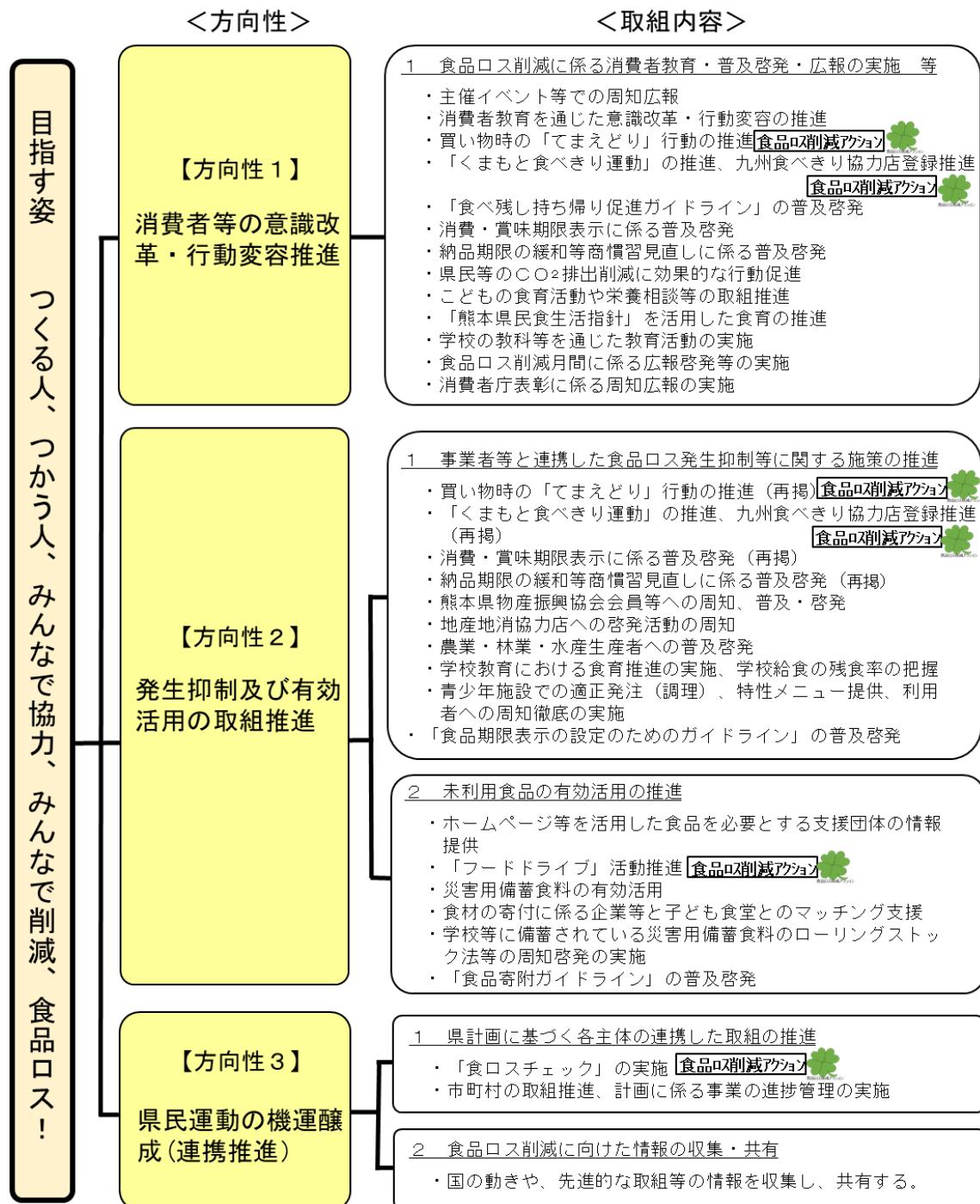
県内企業に呼びかけ、従業員等の家庭で眠っている食品を集め、必要とする支援団体に提供する取組

[行動4] 消費者の意識を活かす「食ロスチェック」の実施

消費者からモニターを募り、食品ロス発生要因等の情報を消費者や事業者へフィードバックする取組

²⁷ 食べきり協力店：食品ロス削減等を促進するとともに、広く県民に周知し、意識の啓発・高揚を図ることを目的に、食品ロスの削減やリサイクルに取り組む店舗として登録された飲食店、宿泊施設、食料品小売店。

熊本県食品ロス削減推進計画の推進施策



[図表 17]

方向性 1 消費者等の意識改革・行動変容推進

(1) 食品ロス削減に係る消費者教育・普及啓発・広報の実施 等

消費者に向けて、食品ロス削減に係る教育や学習の機会を確保し、発生抑制に重点をおいた取組につなげます。国が実施する表彰制度等を活用して、優良事例等について周知広報、普及啓発等を図ります。

特に、若い世代に対する消費者教育を通して、家庭での食品ロス削減に向けた知識の普及や行動変容に向けた意識改革を目指します。

消費者が食品ロスを理解し、日常生活ですぐ取り組める買い物時の「てまえどり」推進や、外食時の「食べきり運動」推進、消費・賞味期限表示の普及啓発等、具体的な取組事例の周知広報等を通じて行動変容を図ります。

①食品ロス削減に係る教育・学習、普及・啓発等の実施

- 主催するイベント等で、食品ロス削減対策に係る周知広報を行う。
- 従来の消費者教育に食品ロス問題を加え、消費者教育コーディネーターが若者を対象により効果的に確実な教育を実施し、消費者の意識改革・行動変容を推進する。



日常生活でできる食品ロス削減の取組として、購入してすぐ食べるものを商品棚の手前から積極的に商品を選ぶ「てまえどり」を推進する。

【食品ロス削減アクション「てまえどり」推進】



「くまもと食べきり運動」、小盛メニュー導入等食品ロスの削減等に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店等の「九州食べきり協力店」を周知し、利用や参加を呼びかける。

【食品ロス削減アクション「食べきり運動」推進】

- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを推進することができるよう普及啓発を行う。
- 消費者に向けて食品の消費・賞味期限表示に係る普及啓発を行うことで、食品ロス削減を推進する。
- 消費者、事業者に納品期限の緩和等商慣習見直しの必要性に係る普及啓発を行うことで、食品ロス削減を推進する。
- 学校や地域への出前講座やイベント等の場を活用し、食品ロス削減など県民等のCO₂排出削減に効果的な行動を促進する。

- 乳幼児の望ましい食習慣形成と、保護者が食生活に関する悩みや不安を相談する機会の充実のため、認定こども園、地域子育て支援拠点施設、幼稚園及び地域型保育事業所における食育活動や栄養相談等の取組を推進する。
- 学校の教科等を通じて、環境の維持や持続可能な社会を構築するために必要な食生活等の在り方に関する教育活動を実施し、食品ロス削減に関する理解を深める。
- 食に関する正しい知識や、望ましい食習慣を身につけるために取り組んでもらいたい食行動を示した「熊本県民食生活指針」を活用し、県民の生涯を通じた健康を支える食育を推進する。
- 飲食店での食品廃棄物削減を目的に、市町村と連携して「くまもと食べり運動」を実施し、九州各県と連携して情報交換や啓発を実施することで、九州食べり協力店の登録店舗数の拡大を図る。

②食品ロス削減月間(10月)を中心とした周知広報等の実施

- 食品ロス削減月間及び食品ロス削減の日に合わせ、広報誌やラジオ、テレビ、新聞、SNS等での広報・啓発を実施する。
- 食品ロス削減月間に合わせ、「食品ロス削減」や「食の安全」「食の大切さ」についての資料を集め、県立図書館等で展示し、食品ロス削減の啓発につなげる。
- 消費者庁が創設した「食品ロス削減推進大賞」について、関係機関・関係団体へ周知し、応募を呼びかける。

方向性 2 発生抑制及び有効活用の取組推進

(1) 事業者等と連携した食品ロス発生抑制等に関する施策の推進

食品ロスを削減するため、事業者に向けて、納品期限緩和等商慣習の見直しや、てまえどり表示等の普及啓発を行います。

また、食べり応援店推進等を実施し、食品ロスの発生を抑制する取組につなげます。

①食品ロス発生抑制に係る事業者等への支援

 日常生活でできる食品ロス削減の取組として、購入してすぐ食べるものを商品棚の手前から積極的に商品を選ぶ「てまえどり」を推進する。

【食品ロス削減アクション「てまえどり」推進】（再掲）



「くまもと食べきり運動」小盛メニュー導入等食品ロスの削減等に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店等の「九州食べきり協力店」を周知し、利用や増加を呼びかける。

【食品ロス削減アクション「食べきり運動」推進】（再掲）

- 消費者に向けて食品の消費・賞味期限表示に係る普及啓発を行うことで、食品ロス削減を推進する。（再掲）
- 事業者に向けて「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を普及啓発することで、食品ロス削減を推進する。
- 消費者、事業者に向けて納品期限の緩和等商慣習見直しの必要性に係る普及啓発を行うことで、食品ロス削減を推進する。（再掲）
- 熊本県物産振興協会会員に、食品ロス削減に関する周知や普及・啓発を図る。
- 県民や地産地消協力店²⁸に対し、県産食材の豊かさや大切さについて普及啓発を行う。
- 農業・林業・水産業の普及活動において、生産者に規格外品の発生抑制の指導等食品ロス削減に向けた普及啓発を行う。

②食品廃棄物の発生抑制等に関する施策

- 飲食店での食品廃棄物削減を目的に、市町村と連携して「くまもと食べきり運動」を実施するとともに、九州各県と連携して情報交換や啓発を実施することで、九州食べきり協力店の登録店舗数の拡大を図る。（再掲）
- 食育推進協議会（食育担当者及び栄養教諭・学校栄養職員を対象にした講習会）の実施により、児童生徒に食事の重要性や食品を選択する力等の資質・能力の育成に努める。また、健康教育推進調査により、学校給食の残食率を把握し食育推進につなげる。
- 青少年教育施設で ①利用者数の把握による過剰発注（調理）の抑制 ②利用者の特性に応じたメニューの提供 ③食事の仕方等に関する利用者に向けた周知の徹底を実施する。

²⁸ 地産地消協力店：県では、県産の農林水産物や加工品を販売する販売店や、食材として使用する飲食店を地産地消協力店として指定している。

(2) 未利用食品の有効活用の推進

現在各主体すでに実施されている、食品を必要とする支援団体へ食品を届ける仕組みを充実させるため、関係団体等と連携し情報共有等を行うなど仕組みを可視化し、取組がさらに広がるよう活動を支援します。

また、災害備蓄食品等の有効活用を図ります。

①事業者等への支援(有効活用)

- ホームページ等を活用して食品を必要とする支援団体の情報提供を行う。

 県内企業に呼びかけ、従業員等の家庭で眠っている食品を集め、必要とする支援団体に提供する取組を推進する。

【食品ロス削減アクション「フードドライブ」活動推進】

②未利用食品等の活用支援

- 災害対応職員用備蓄食料の賞味期限が切れる前に、食品ロス削減の観点から有効活用を行う。
- 災害救助備蓄食料の有効活用を実施する。
- 子ども食堂の運営支援を行うコーディネーターを配置し、食材の寄付等を希望する企業等と子ども食堂とのマッチング支援に取り組む。
- 県内公立学校や児童生徒等の自宅に備蓄されている災害時用備蓄食料が、消費期限切れ等により廃棄されることのないように、ローリングストック法²⁹等の周知及び災害時用備蓄食料ロスが発生しないように啓発に努める。
- 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を行う。

²⁹ ローリングストック法: ふだん食べている食品を少し多めに買い置きして、食べたらその分を買い足していく方法で、備える→食べる→買い足すことを繰り返しながら食品を貯蔵していく。

方向性 3 県民運動の機運醸成(連携推進)

(1) 県計画に基づく各主体の連携した取組の推進

食品ロスの削減に関する施策が効果的に実施できるよう、県計画に基づき県事業の進捗管理等を実施します。

また、ゼロカーボン社会・くまもと県民会議で食品ロス削減に係る事業実施の告知や報告を行い、意見交換や情報共有を行うことで、各主体（消費者、事業者、関係団体等）との連携による食品ロス削減への取組を推進し、県民運動としての機運を醸成します。

計画に係る調査



消費者からモニターを募り、食品ロス発生要因等の現状を調査し、事業者等にフィードバックして食品ロス削減の取組を支援する。

【食品ロス削減アクション「食ロスチェック」の実施】

- 各主体の連携を支援するとともに、各市町村の計画策定等の取組を推進する。
また、県計画に係る事業の進捗管理等を行う。

(2) 食品ロス削減に向けた情報の収集・共有

食品ロス削減に係る先進的な取組に関する情報やその他関連情報を収集し、消費者、事業者等各主体と共有します。

先進的取組の情報収集・提供

- 食品ロス削減に係る国の動きや先進的な取組等の情報を収集し、ホームページ等を活用して共有する。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進に向けた連携・協力

本計画の効率的・効果的な推進を図るため、庁内の関係部局で構成する「熊本県食品ロス削減推進会議」において、必要な協議及び調整を図ります。

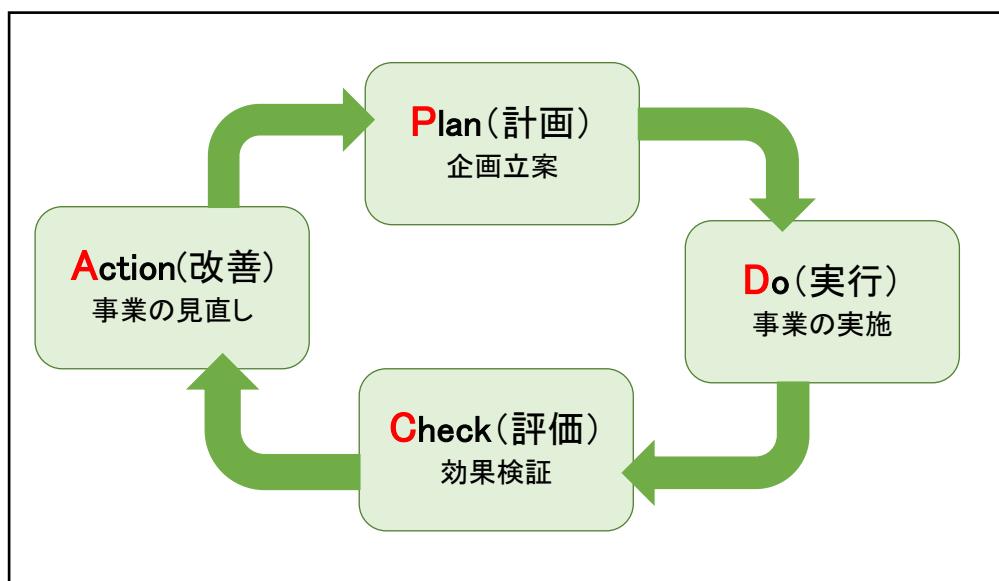
計画の推進にあたっては、「ゼロカーボン社会・くまもと県民会議」等と連携を図り、国、市町村、議会関係、教育関係、地域活動団体、業界団体、学識経験者、マスコミ関係等と協力し、県民一体となって、生産、製造、販売、消費等各段階にわたる食品ロス削減に取り組みます。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、庁内の関係部局において、毎年度関連事業の進行状況を確認します。

また、「熊本県消費生活審議会」等外部機関に進行状況を報告して、意見等を求めるとともに、その意見等を踏まえ、必要に応じて見直し等を実施していきます。

計画の推進にあたっては、効率的に施策を展開するため、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のP D C A マネジメントサイクルにより、継続的な改善を図ります。



[図表 18]

資 料

□ 食品ロス削減に係る意識調査結果	30
・消費者	
・事業者	
□ 食ロスチェックモニター調査結果概要	36
□ その他	37
・食品ロスの削減の推進に関する法律	
・食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	
・熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議委員名簿	

□ 食品ロス削減に係る意識調査結果

(1) 消費者

令和7年(2025年)7月に実施した「2025県民アンケート（県民生活や県の取組みに関する意識調査）」の中の、食品ロス削減に関する回答結果では、「食品ロス削減を意識して行っている」の割合は全体の95.8%、「何も行っていない」は4.2%でした。

これは、令和3年(2021年)と比較すると、「食品ロス削減を意識して行っている」消費者が15.6ポイント増加しています[図表19]。

「意識して行っている」と回答した人に、どのようなことを行っているかを尋ねたところ、「飲食店では、食べきれる範囲で注文している」の割合が67.2%と最も高く、続いて「お店では使い切れる分だけ食材を購入することを心掛けている」が62.7%、「家で調理をする際、食材の食べられる部分は使い切るように心掛けている」53.4%、「家で調理をする際、一度に食べきれる量だけ作っている」44.9%という結果でした。

このことから、食品ロス削減を意識して行動している人は、「身近な日常生活の中で、自分ができるところから行動している」ことが分かります。

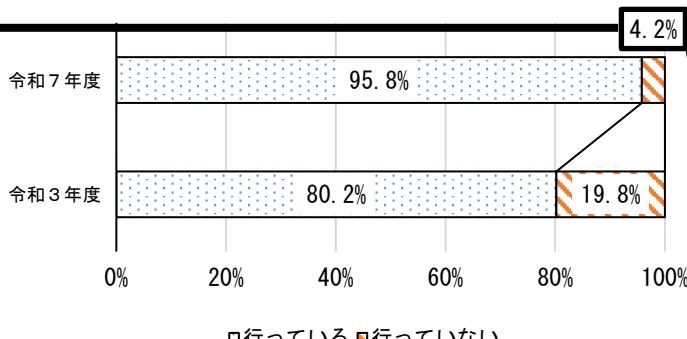
一方、「何も行っていない」と回答した人を年代別にみると、18歳～29歳が5.7%と最も多く、続いて60歳～69歳が5.1%という結果でした[図表20]。

「何も行っていない」と回答した人にその理由を尋ねたところ「食品ロスの問題に関心がない」の割合が35.5%と最も高く、続いて「家で食品を管理する際、どのようにすれば食品ロスを削減できるか分からない」と「飲食店を利用する際、どのような頼み方をすれば食品ロスを削減できるか分からない」が17.7%という結果でした[図表21]。

また、令和3年度と比べると、「食品ロスの問題に関心がない」と答えた割合が増加しました[図表21]。

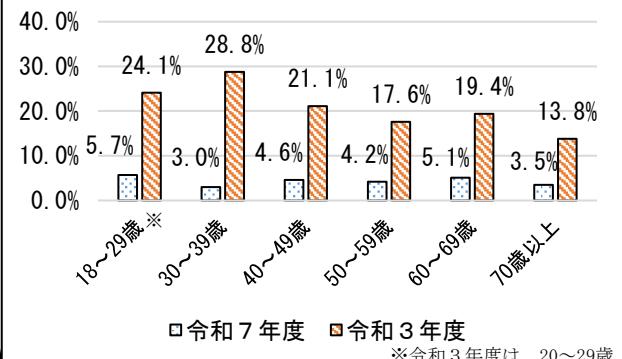
「食品ロスの問題に関心がない」と回答した人を年代別にみると50歳～59歳が55.6%と最も多く、続いて18歳～29歳が40%という結果でした[図表22]。

あなたは、食品ロス削減を意識して行っていますか。



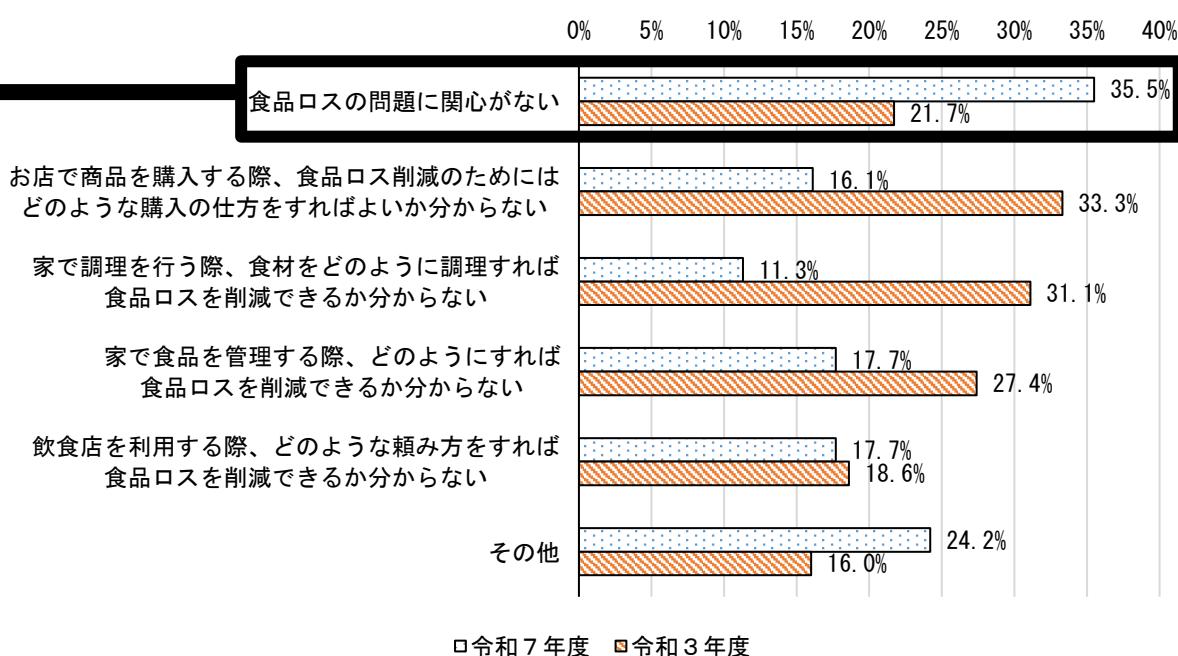
[図表 19]

何も行っていない（年代別内訳）



[図表 20]

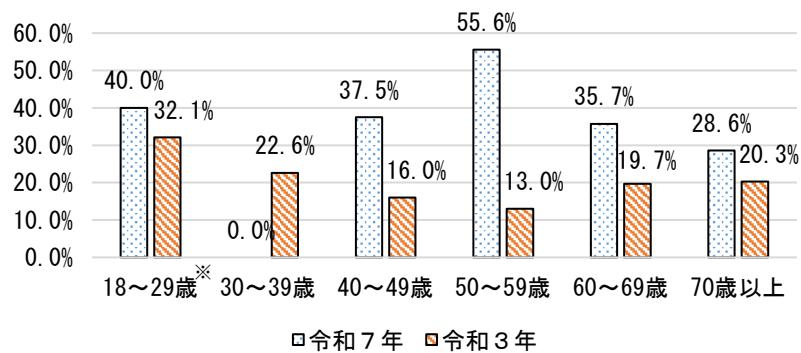
→ 何も行っていない理由は何ですか。（複数回答可）



□令和7年度 □令和3年度

[図表 21]

食品ロスの問題に関心がない

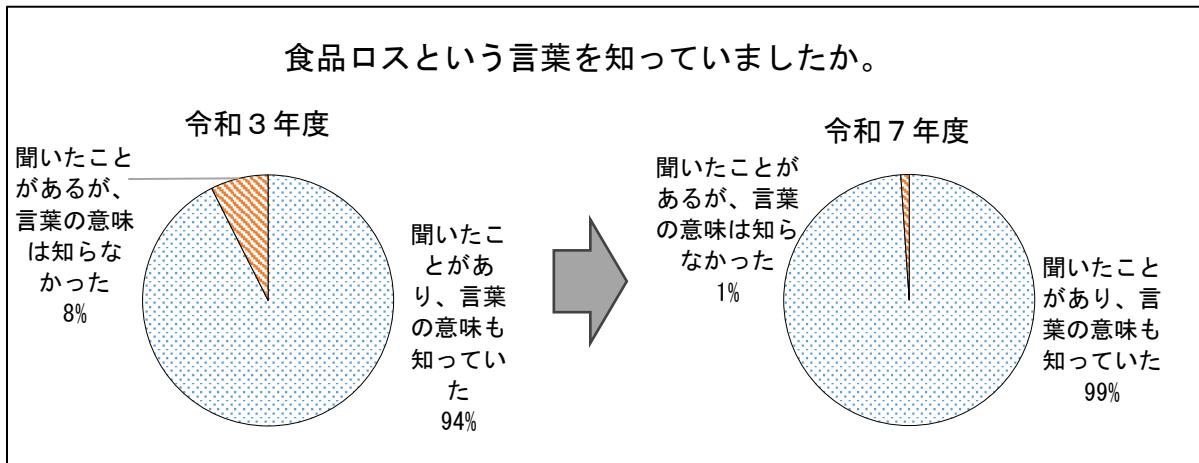


※令和3年は、20~29歳

[図表 22]

(2) 事業者

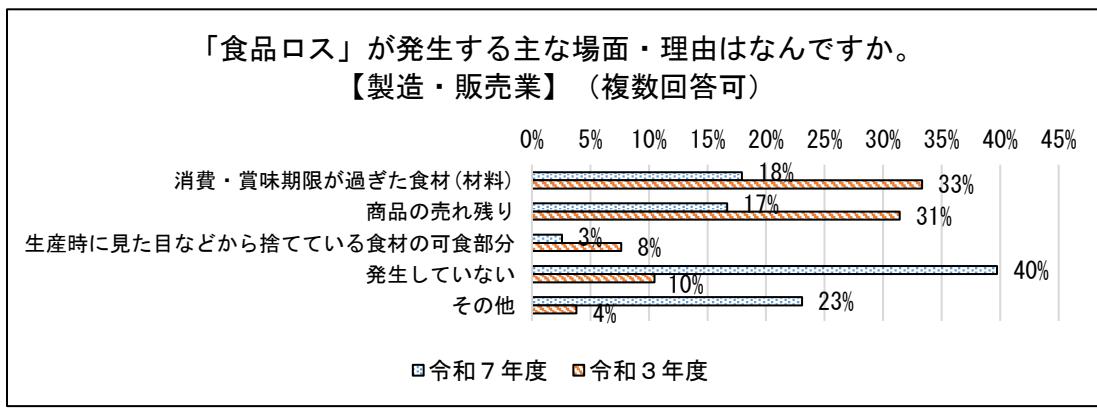
令和7年(2025年)5月に、県内事業者(製造・販売業、飲食業)500社を対象に実施した「食品ロス削減に関する事業者アンケート」では、「食品ロスという言葉を聞いたことがあります、その意味も知っていた」事業者は99.0%で、ほとんどの事業者に認知されていました[図表23]。



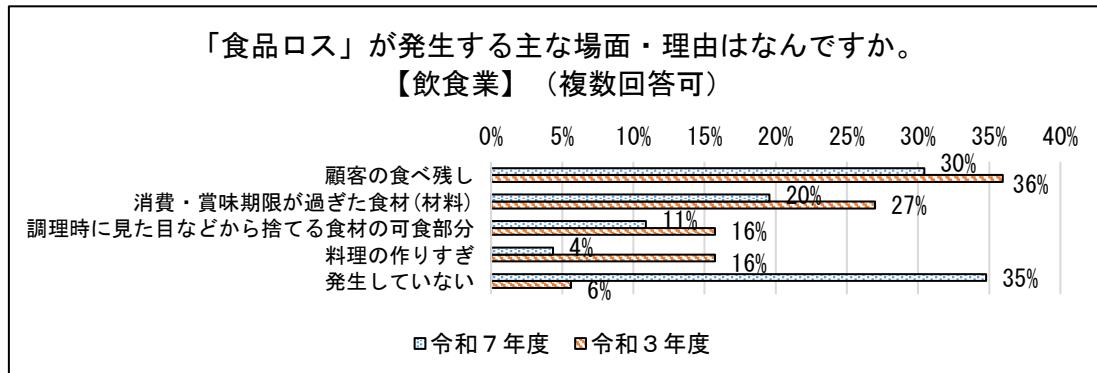
[図表23]

また、食品ロス削減のための取組について尋ねたところ、今回のアンケートに回答した93事業者の中、94.0%に当たる87事業者が、「何らかの取組を行っている」と回答しました。

事業所で発生している食品ロスの形態については、製造・販売業では、その他を除いて「消費・賞味期限が過ぎた食材(材料)」が最も多く、次に「商品の売れ残り」、飲食業では「顧客の食べ残し」が最も多く、次に「消費・賞味期限が過ぎた食材(材料)」が多いという結果になりました[図表24][図表25]。



[図表24]

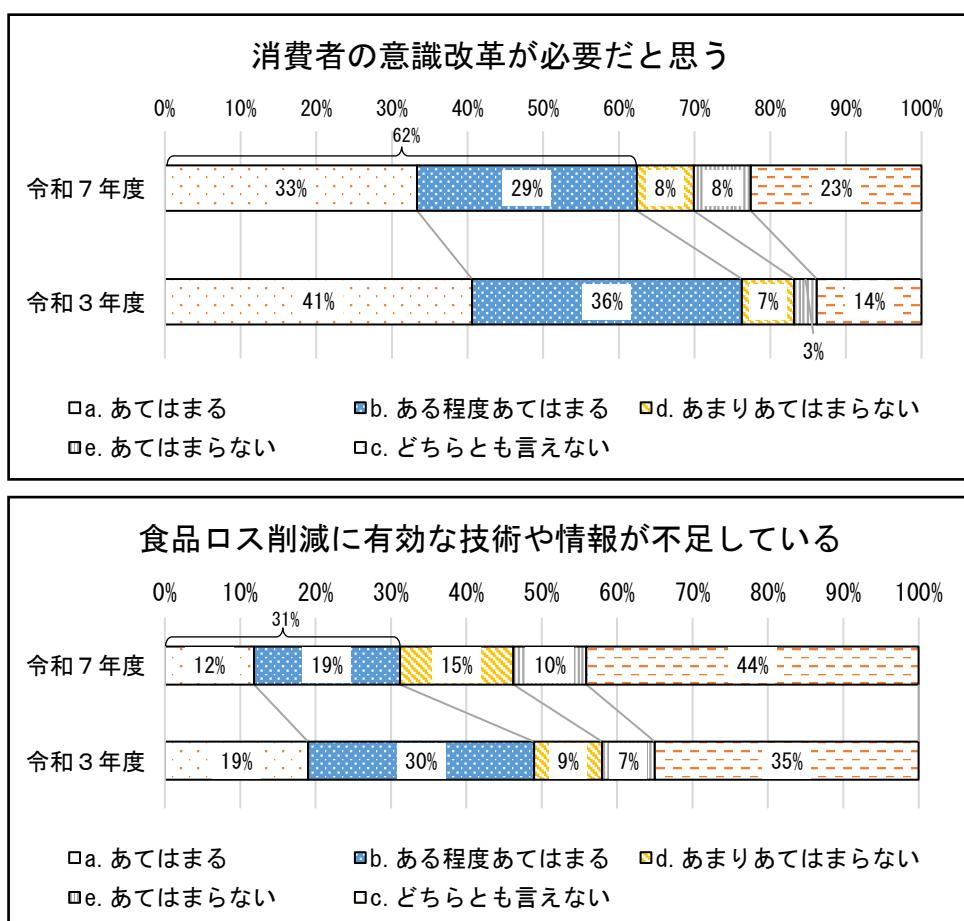


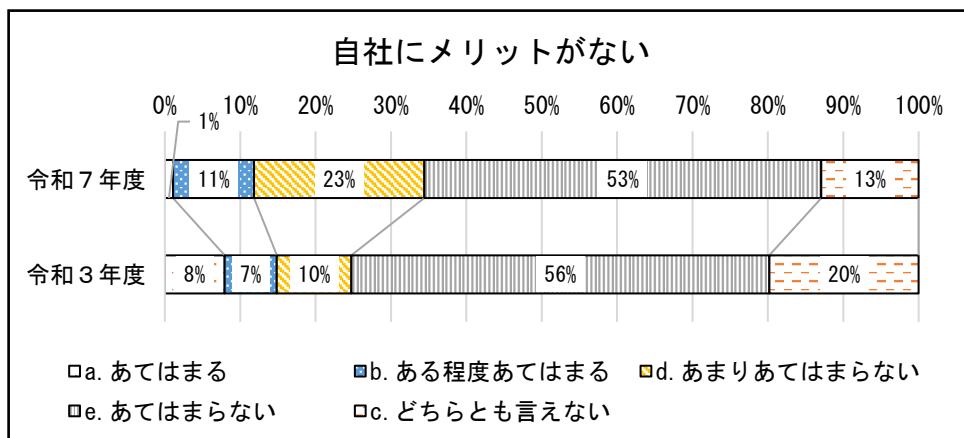
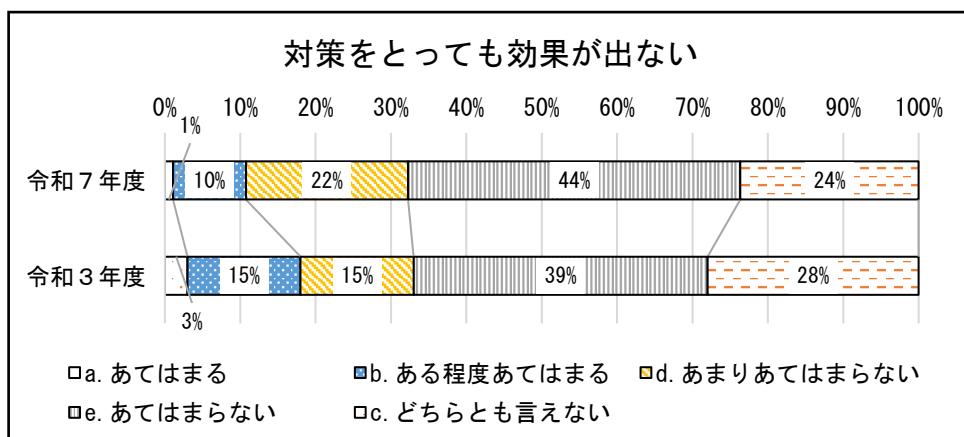
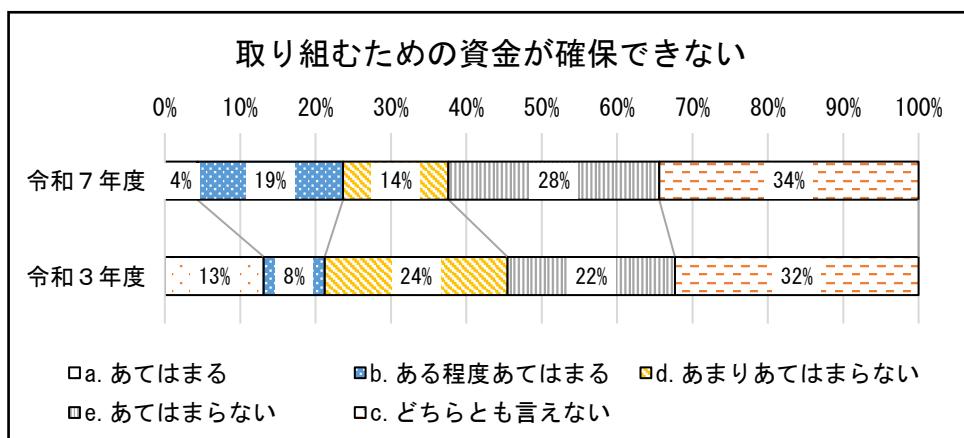
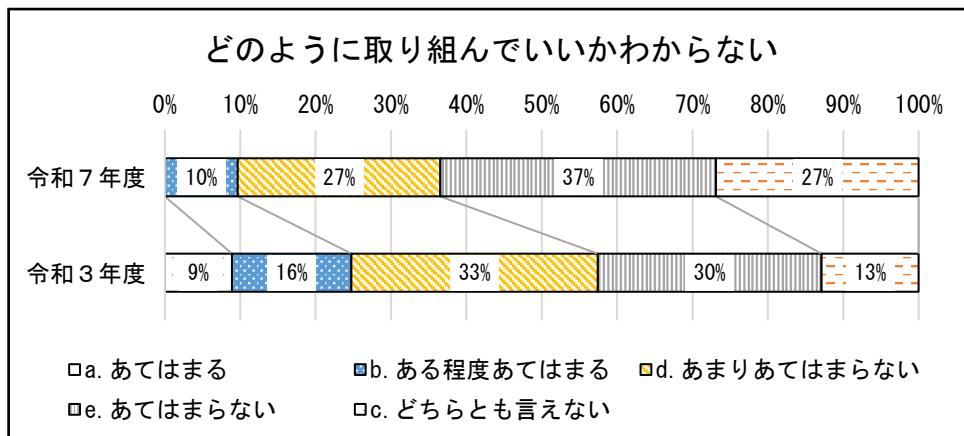
[図表25]

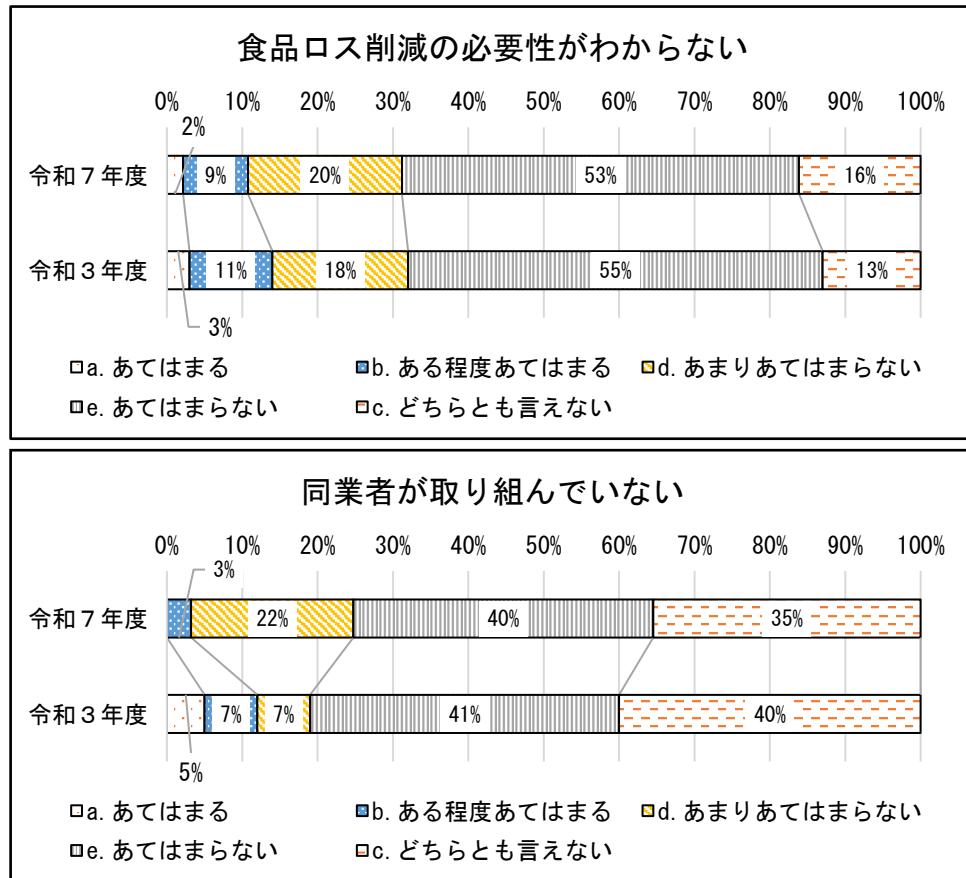
食品ロス削減のための具体的取組について、製造・販売業では、「自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る」が最も多く、次に「需要予測に基づき、食材・商品の仕入れを工夫」となりました。飲食業は「需要予測に基づき、食材・商品の仕入れを工夫」、次いで「需要予測に基づく適切な量の調理」が多い結果になりました。

食品ロス削減の「効果が出ない」や「メリットがない」、「必要性がわからない」と回答した事業者はいずれも 15%以下であり、食品ロス削減についての意識の高さがうかがえます。また、食品ロス削減の課題について最も多かったのは、「消費者の意識改革が必要だと思う」62%で、次に「有効な技術や情報が不足している」31%で、具体的に取り組むことにより浮上する課題についての回答が多い結果になりました[図表 26]。

[食品ロス削減の課題]







[図表 26]

消費者の意識改革については、自由記述で以下の意見がありました。
(自由記述：食品ロス削減に関する御意見・御要望から抜粋)

- ・食事の食べ残しを持ち帰りとして勧めることで、食品ロスを減らすことができると思います。食べ残しの持ち帰りは、お客様の自己責任として周知徹底して欲しいです。
- ・県民への更なる啓発が必要。

【食品ロス削減に係る意識調査の総論】

消費者及び事業者ともに、食品ロス削減に関する意識は高まりつつあります。一方、行動に結びついていない層も一定数います。このため、食品ロス削減に関する周知や行動変容につながるさらなる取組が必要になります。特にアンケート結果を踏まえ、若年層を対象にSNS等を活用した広報を行うなど、食品ロス削減に係る消費者教育・普及啓発・広報の実施等により消費者の意識醸成を図ります。

□ 食ロスチェックモニター調査結果概要（令和4年度～令和6年度）

調査結果は以下のとおりです。

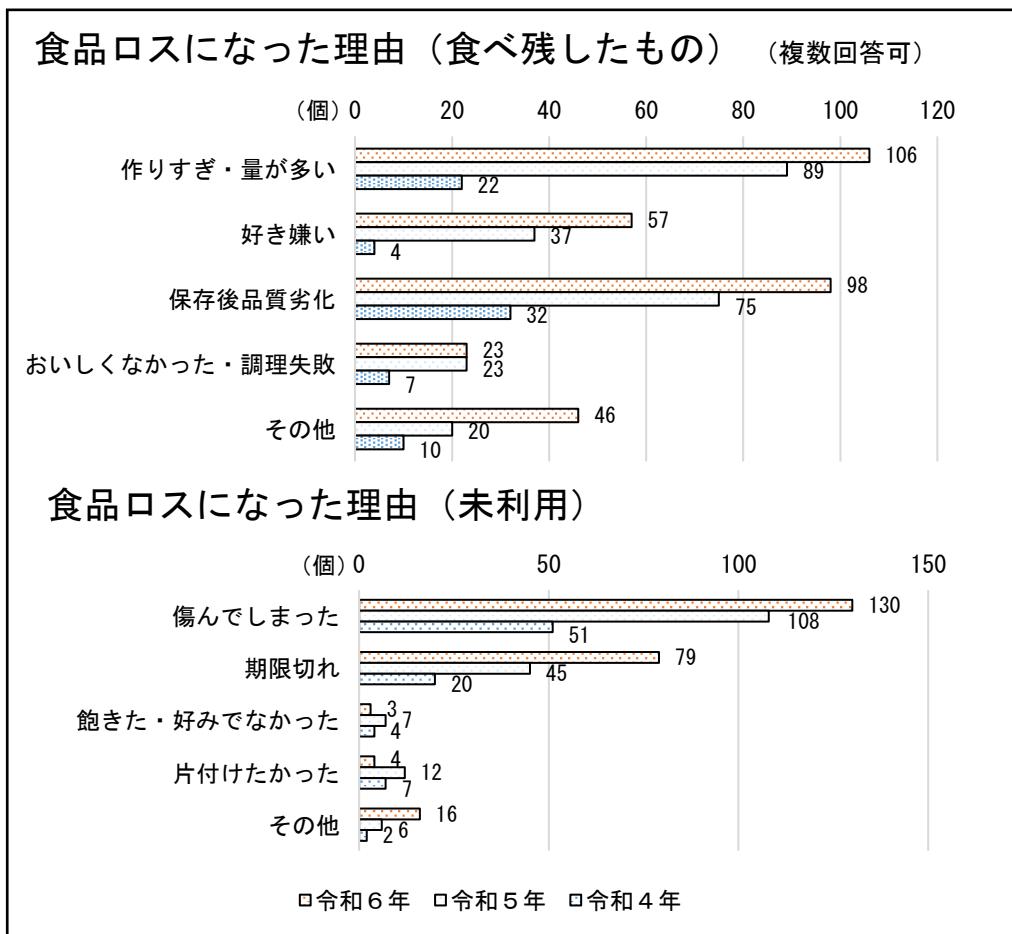
なお、食ロスチェックモニターの調査結果を県ホームページで公表するとともに、今後は、これまでの結果をまとめて分析・考察したうえで、県内の教育現場や関係機関等に幅広くフィードバックしていくことを検討して参ります。

（1）家庭で発生する食品ロスの発生量

モニターの食品ロス発生状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回答者数(人)	25	58	83
食品ロス発生量(g)	16,426	50,338	59,928
モニター一人当たりの 食品ロス発生量(g/人)	47	62	52

（2）食品ロスになった理由



□ その他

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年法律第十九号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本方針等(第十一条—第十三条)

第三章 基本的施策(第十四条—第十九条)

第四章 食品ロス削減推進会議(第二十条—第二十五条)

附則

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、二千十五年九月二十五日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための二千三十アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(国の責務)

第三条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進)

第八条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法

律第百十六号)その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。(食品ロス削減月間)

第九条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一條 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であつて食品ロスの削減の推進に関する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

第十三条 市町村は、基本方針(都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画)を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。)及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体(次項において「食品関連事業者等」という。)の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものと

する。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関する必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第十六条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第十七条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十八条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十一条 会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十二条 会長は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十二条の二の特命担当大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十三条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣

二 環境大臣

三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十四条 前条第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第四号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

令和2年3月31日閣議決定
(令和7年3月25日変更)

目次

はじめに	1
I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向	2
1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義	2
2 我が国の食品ロスの現状	4
3 基本的な方向	4
II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項	5
1 求められる役割と行動	5
(1) 消費者	5
① 買物の際	6
② 食品の保存の際	6
③ 調理の際	6
④ 外食の際	6
(2) 農林漁業者・食品関連事業者	7
① 農林漁業者	7
② 食品製造業者	7
③ 食品卸売・小売業者	7
④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等	8
⑤ 食品関連事業者等に共通する事項	8
(3) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）	9
(4) マスコミ、消費者団体、NPO 等	9
(5) 国・地方公共団体	9
2 基本的施策	9
(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等	10
① 消費者に対する普及啓発	10
② 学校等における取組の推進	11
③ 地域における取組の推進	11
(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援	12
(3) 表彰	14
(4) 実態調査及び調査・研究の推進	14
(5) 情報の収集及び提供	15
(6) 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等	15
III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項	17
1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画	17
(1) 食品ロス削減推進計画の意義	17
(2) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項	17

①	推進体制の整備	18
②	地域の特性等の把握	18
③	計画策定又は変更時	18
④	策定又は変更後の推進	19
	(3) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更への支援	19
2	関連する施策との連携	19
3	食品ロスの削減目標等	19
4	実施状況の点検と基本方針の見直し	20

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ²において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、同年5月31日に公布、10月1日に施行された。

本基本方針は、第2次基本方針として令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針にもなるものである。

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、事業系食品ロスと家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる（事業系食

¹ 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）

² 持続可能な開発のための2030アジェンダ：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標（外務省ウェブサイト参照）

品ロス273万トン、家庭系食品ロス216万トン) という目標を設定していたところ、直近2022年度の食品ロス量は、事業系と家庭系共に236万トンであり³、事業系食品ロスは納品期限の緩和や賞味期限⁴の延長など、食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者の不斷の取組もあり、2030年度目標を8年前倒しで達成した。しかしながら、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機会の減少の影響がまだ残っている可能性もあり、第1次基本方針における目標を達成するためには、経済成長・インバウンドの拡大等も想定した上で、更なる削減の取組が不可欠である。さらに、食品を含む物価高騰や物流の2024年問題、フードバンク活動団体やこども食堂⁵等の活動の拡大、食品流通等におけるAI活用やデジタル化の進展、食品アクセスといった新たな課題への対応などの社会情勢の変化による食品ロス削減への影響も考慮する必要がある。このような中、本基本方針に基づく5か年において、確実に削減目標を達成するためには、本基本方針に示される重点事項の着実な実施が強く求められる。

なお、本基本方針における先駆的な取組については、食品ロス削減に関する国際貢献の観点から我が国が国際社会をリードできるよう、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図ることも肝要である。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2023年度の食料自給率（カロリーベース）は38%となっている⁶。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2.2兆円程度の費用を支出している⁷。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の約4分の1を占めている⁸。

³ 事業系食品ロス量：農林水産省（令和4年度推計）、家庭系食品ロス量：環境省（令和4年度推計）

（市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄は含まれていない。）

⁴ 賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。

⁵ こども食堂：こどもが一人でも行ける無料又は低額の食堂

⁶ 農林水産省（2023）「食料需給表 令和5年度」

⁷ 環境省（2022）「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和4年度）について」

⁸ 総務省（2023）「家計調査年報（家計収支編）2023年（令和5年）」

- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、9人に1人が貧困状態と依然として高水準である⁹。

世界では、以下のような現状にある。

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている¹⁰。食料の生産に伴うCO₂排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにもCO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている¹¹。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されている¹²。
- ・飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約7.5億人いると推計されている¹³。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている¹⁴。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsにおいても、その削減が重要な課題となっている。

食品ロスを削減するためには、食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーンにおいて、食品廃棄物の発生抑制の取組を推進していくことが最も重要であるが、さらに、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の保全も期待できる。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物や

⁹ 厚生労働省（2022）「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」

¹⁰ 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」

¹¹ Food and Agriculture Organization (2013), *Food wastage footprint: Impacts on natural resources*

¹² United Nations (2022), *World Population Prospects 2022*

¹³ Food and Agriculture Organization (2023), *THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD 2023*

¹⁴ 目標12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

それを育んだ自然の恵みや、作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録¹⁵された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間472万トン（2022年度推計）と推計されている。これは、経済損失として約4兆円、温室効果ガス排出量として約1,046万トン-CO₂に相当する¹⁶。また、国連世界食糧計画（WFP）による2023年の食料支援量370万トンの約1.3倍に相当する¹⁷。そのうち、事業系食品ロス量が236万トン、家庭系食品ロス量が236万トンである。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約5割を占め、次いで外食産業が約2割5分を占めている¹⁸。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「直接廃棄¹⁹」、「食べ残し」、「過剰除去²⁰」となっている。

3 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

¹⁵ 平成25年12月4日 登録決定

¹⁶ 消費者庁（2024）「令和6年度 食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量に関する調査」

¹⁷ 国連世界食糧計画（WFP）2023年実績

¹⁸ 農林水産省（令和4年度推計）

¹⁹ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

²⁰ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚くむきすぎた野菜の皮等）

ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第2項）の形成の取組として位置付けることができる。

（1）消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握す

る。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができるることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり²¹」、見切り品等の活用を通じて、使いきれる分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。
- ・購入してすぐ食べるものについては、「てまえどり」を実践する。また、見切り品等を活用する。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
- ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
- ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、近隣でシェアしたり、フードドライブ活動²²を通じて寄附したりするよう努める。

③ 調理の際

- ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれる量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛け

²¹ てまえどり：日頃の買物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為

²² フードドライブ活動：家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク活動団体等に寄附する活動

る「30・10（さんまる いちまる）運動²³」等を実践する。

- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

（2）農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄附やリサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のようない行動が期待される。

① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、AI等を活用した需要予測の高精度化や納品リードタイム²⁴の調整や受注締め時間の前倒し等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・小分け包装等、消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について、新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1

²³ 30・10（さんまる いちまる）運動：宴会等で、乾杯後の30分とお開き前の10分は、席を立たずに料理を食べることを推進する運動

²⁴ 納品リードタイム：商品の受注（発注）から納品までに要する期間

ルール²⁵等) の緩和や、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整、発注時間の前倒し等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。

- ・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限²⁶に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組(値引き・ポイント付与等)を行う。
- ・小分け販売や少量販売などの消費者が使いきりやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等

- ・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューなど、要望に応じた量の調整等)を導入する。
- ・おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10(さんまる いちまる)運動」等の取組を行う。
- ・外食事業者は、mottECO²⁷のポスターを掲示するなど、消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を醸成するとともに、消費者から持ち帰りを求められた際は、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～²⁸」(以下「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」という。)に基づき対応する。
- ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。
- ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のため実施可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの

²⁵ 3分の1ルール：サプライチェーンにおける、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例

²⁶ 消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限

²⁷ mottECO(モッテコ)：飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の愛称

²⁸ 消費者庁・厚生労働省 令和6年12月策定

荷姿で販売することを許容する。

- ・フードシェアリングサービス（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングサービス）の活用等による売りきりの工夫を行う。
- ・規格外品、納品期限、余剰生産、返品、包装資材（段ボール等）の破損、法令違反とならないパッケージへの誤記載、売れ残り等の理由により販売には至らないが、まだ食べることができる未利用食品を、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に提供するための活動（いわゆるフードバンク活動団体等を通じた食品寄附活動）とその役割を認識し、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～²⁹」（以下「食品寄附ガイドライン」という。）に基づき積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。
- ・食品のパッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じて、家庭内での食品使いきりを積極的に推進する。

（3）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。加えて、食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るため、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深める。

（4）マスコミ、消費者団体、NPO等

前記（1）から（3）までに記載した「役割と行動」を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

（5）国・地方公共団体

前記（1）から（3）までに記載した「役割と行動」を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記2に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

2 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に

²⁹ 食品寄附等に関する官民協議会 令和6年12月策定

至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくよう、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記1に掲げた「役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会³⁰等との連携を図る。また、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を、「食の環（わ）」プロジェクト³¹として一元的に発信し、福祉、防災、環境政策等とのシナジーを図るとともに、地域においても、地方公共団体、事業者、福祉団体、NPO等の連携体制を構築し、地方創生から福祉まで総合的な取組の推進を図る。具体的には以下のとおりである。

① 消費者に対する普及啓発

- ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。
- ・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進するとともに、事業者に対し、まだ食べることができる期限に関する情報を発信するよう促す。
- ・賞味期限の愛称を「おいしいめやす」としてポスターによる周知等を実施する。
- ・「賞味期限」の過ぎた災害備蓄用ミネラルウォーターの適切な利用を促進するための対策を講ずる。
- ・消費者及び食品関連事業者に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。
- ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド³²」により、外食時の食べきり・持ち

³⁰ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会：「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された地方公共団体間のネットワーク。平成28年10月10日に設立。（令和7年1月27日現在 447団体が参加）

³¹ 関係府省庁申合せ（令和6年6月24日）「「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について」

³² 消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年5月公表

帰り（持ち帰り用容器の活用を含む。）等に係る啓発とともに、事業者が自主的に取り組むmottECOの普及促進に関する取組を一層推進する。特に、持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、外食事業者が活用しやすい注意事項のひな型の掲示など、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りを分かりやすく周知する。

- ・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。
- ・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組（地方公共団体と連携した全国大会、表彰、川柳コンテスト等）を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。
- ・国民運動「デコ活³³」による脱炭素に向けたライフスタイル転換を促すとともに、食品ロス削減等による循環経済、ネイチャーポジティブの実現を推進する。
- ・本基本方針における先駆的な取組について、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図るとともに、国際シンポジウム等において情報共有を行う。

② 学校等における取組の推進

- ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科学習等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。
- ・学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題の理解と実践を促すため、栄養教諭を中心とし、児童生徒に対する指導の充実等を図る。
- ・栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、都道府県教育委員会等に対し、計画的な採用等を働きかけるなど、栄養教諭の配置拡大を図る。
- ・未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置するため必要な支援を実施する。

③ 地域における取組の推進

- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提

³³ デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動。名称は、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と「活動・生活」を組み合わせたもの。

供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター³⁴育成講座を定期的に実施する。

- ・食でつなぐ共生社会の実現に向け、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に向けた取組を、国や地方公共団体が一体的に取り組めるよう、「食の環（わ）」プロジェクトとして一元的に情報発信するとともに、「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークの周知や、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に取り組む地方公共団体、企業、団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食及び福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。
- ・地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組を加速するため、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、モデルケースとなるような「地域循環モデル」の構築を進める。
- ・食品ロス削減対策と食品リサイクルの推進による食品廃棄ゼロエリアを創出・拡大するためのモデル事業を実施し、モデル事業を通して得られた知見や好事例等を他の地域・団体等に共有し横展開を図る。
- ・地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げや横展開を図る。
- ・食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策（mottECOや売れ残り食品廃棄防止の地域実装等）を支援する。
- ・2025年日本国際博覧会や2027年国際園芸博覧会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種大規模イベント等での対策実施を推進する。

（2）食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

- ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

³⁴ 令和6年12月末現在 3,203人

- ・食品を有効活用する取組等、民間事業者が行う食品ロス削減に係る課題等の解決に必要な取組を促進する。
- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、政府等の各種実態調査も踏まえ、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、安全係数³⁵の見直しや容器包装の工夫による賞味期限の延長及び厳しい納品期限の緩和（取組企業や実施品目の拡大）を一体的に促進する。また、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。
- ・「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組を進める。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。
- ・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動（適量購入、「てまえどり」等）や消費行動（家庭における食品ロス削減の取組促進、「外食時の食べきり・持ち帰り運動」等）の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。
- ・小盛り・小分けメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
- ・外食時の食べきりや、食べ残し持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」等により、一層の周知を図る。特に、食べ残し持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、留意事項を十分に理解して希望する者が、自己責任で持ち帰りを行うことを当たり前にする啓発を推進するとともに、運用の状況を踏まえつつ、適宜必要な措置を講ずる。
- ・食べ残し持ち帰り促進のための啓発資材（mottECOロゴマーク及びポスター・ステッカー等）を食品ロスポータルサイト等に掲載し、食品ロス削減月間、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン等の機会を捉えて発信を強化する。
- ・モデル事業を通じた好事例（mottECO 等）の知見・ノウハウを整理した上で、「食品ロス削減のための取組事例集³⁶」への掲載、自治体職員向けセミナー等

³⁵ 安全係数：期限表示を設定する際に用いられる、客観的な項目（指標）及び基準から得られた期限に対して、食品の特性に応じ、かけられる1未満の係数

³⁶ 環境省 平成30年10月作成（令和6年10月更新）

を通して周知する。

- ・物流問題や人手不足等の社会変化も踏まえつつ、需要予測の高精度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組を促進する。
- ・企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みを検討し、食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
- ・「食品期限表示の設定のためのガイドライン³⁷」について、安全係数の設定の考え方や賞味期限を過ぎてもまだ食べることができる期限の情報提供等、食品ロス削減の観点での改正内容を食品関連事業者に周知するとともに、本ガイドラインの考え方を踏まえた各業界団体等の個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しを促し、食品ロス削減に向けた取組を進める。
- ・食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
- ・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融³⁸の普及を促進する。

（3）表彰

食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。

- ・食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において食品ロス削減推進表彰を実施する。

（4）実態調査及び調査・研究の推進

食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう調査及び研究を推進する。

- ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計を継続的に実施する。
- ・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
- ・家庭系食品ロスの発生要因（直接廃棄、食べ残し、過剰除去）を分析するため、必要な調査等を実施する。

³⁷ 消費者庁 令和7年3月改正

³⁸ ESG金融：融資判断にESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）要素を組み込んだ金融商品

- ・家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果（影響度）、地域への副次的効果等の観点から整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる。
- ・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。
- ・ムーンショット型研究開発制度³⁹において、食品ロスの削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。
- ・食品ロスに関する各調査結果に基づく内容を公表し、普及啓発を図る。
- ・事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用の方法について検討する。

（5）情報の収集及び提供

食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、提供する。

- ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。
- ・エシカル消費⁴⁰の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。
- ・食品ロスによる経済損失及び環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計結果に係る情報発信を行う。

（6）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。

- ・関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体等とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ活動の推進）を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体等の取組への広範な支援を推進する。

³⁹ ムーンショット型研究開発制度：我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、関係省庁が一体となって推進する制度（内閣府）

⁴⁰ エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動（※エシカル＝倫理的・道徳的）

- ・食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため、「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を、「食品寄附ガイドライン」に基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用の推進を図る。
- ・「食品寄附ガイドライン」の運用後の食品寄附の実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ・食品寄附促進の観点から、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等がその旨を届け出た場合等に、期限表示、アレルゲンなどの食品安全情報の伝達手法について、無償譲渡に限り包装上のラベル以外の手法を認める法的措置を検討する。
- ・食品廃棄物等の発生抑制に向けて食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例の発信を行う。
- ・食品寄附活動の社会的信頼の向上のため、フードバンク活動団体等に保険に入ることを推奨するとともに、加入に対する支援を行う。
- ・国として取り組むべき重要な消費者施策に積極的に取り組む地方公共団体に対する支援事業を通じて、フードバンク活動やフードドライブ活動等を支援する。
- ・フードバンク活動団体やこども食堂等を通じた未利用食品の提供拡大を図るため、フードバンク活動の機能強化に向けた専門家派遣や輸配送等に対する支援を行う。
- ・食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食及び福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。【再掲】
- ・DXを推進し、食品関連事業者、フードバンク活動団体、こども食堂及び地方公共団体等、地域で食品寄附に関わる多様な主体のデータ連携を図ることによって食品寄附を促進するモデルケースを構築し、地域における食品寄附促進を支援する。
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店がフードバンク機能やコミュニティパントリー⁴¹の役割を果たす地域モデル事業を推進する。

⁴¹ コミュニティパントリー：登録した生活困窮者等が都合の良い時に、必要な食品や日用品等を無償で受け取ることができる、冷蔵庫や冷凍庫、商品棚が設置された特定の場所や施設

- ・住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、重層的支援体制整備事業等を活用し、フードバンク活動団体等と、地方公共団体や他の支援団体等との連携・協働等を促進することにより、フードバンク活動等を支援する。
- ・食事の提供等を通じて、多様な子どもの居場所の提供を行うこども食堂等を支援する。
- ・政府備蓄米の無償交付により、こども食堂、こども宅食及びフードバンク活動団体を支援する。
- ・食品ロス削減推進表彰においては、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的として、消費者等に広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者や食品寄附促進が期待できる先駆的なフードバンク活動を行う者等を表彰するとともに、それら取組をウェブサイト等で広く周知する。
- ・国の災害用備蓄食品の有効活用について（令和3年4月21日関係府省庁申合せ）に基づき、入替えにより不用決定を行った災害時用備蓄食料を、原則フードバンク活動団体等へ提供することを推進する。また、地方公共団体の災害時用備蓄食料の有効活用について、優良事例の普及等により取組を促進する。

III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

（1）食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。

（2）食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項

都道府県及び市町村が、食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

① 推進体制の整備

- ・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体等との連携に配意するとともに、必要な支援を検討、実施する。
- ・食品ロス削減推進計画の策定又は変更に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要である。

② 地域の特性等の把握

- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。
- ・一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。
- ・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることが期待される。

③ 計画策定又は変更時

- ・食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たっては、以下について留意すること。
 - ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
 - ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。
 - エ 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化等）を検討すること。
 - オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
 - カ 市町村が策定する計画は、特段の支障がない限り原則として複数市町村による共同策定が可能であること。

④ 策定又は変更後の推進

- ・連絡会議等を活用し、定期的に取組の成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

（3）食品ロス削減推進計画の策定又は変更への支援

国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定又は変更を促進する。

このため、国は、計画策定又は変更等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう、必要な支援（地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。）、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。

2 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、食育基本法（平成17年法律第63号）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）など多岐にわたる施策等に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。

このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGsも踏まえて、家庭系食品ロスについては「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量⁴²を半減させる（216万トン）という目標を設定している。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月公表）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる（219万トン）という目標を設定している。

本基本方針においても、これらの削減目標の達成（家庭系食品ロスについては、

⁴² 2000年度食品ロス量 事業系食品ロス量：547万トン（農林水産省）、家庭系食品ロス量：433万トン（環境省）

2030年度を待たず早期達成）を目指し、総合的に取組を推進する。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合⁴³を80%とする。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、おおむね5年を目途に本基本方針の見直しを行う。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、本基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。

⁴³ 令和6年度は74.9% 消費者庁（2024）「令和6年度第2回消費生活意識調査」

熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議 委員

1. 委員職氏名

会長	川口 恵子	尚絅大学短期大学部 名誉教授
委員	藤川 修郎	熊本県農業協同組合中央会農政・営農支援センター所長
委員	松永 純一	株式会社イズミ経営企画本部 サステナビリティ推進課 課長
委員	中野 祐子	熊本県生活協同組合連合会 理事
委員	坂口 真理	熊本県消費者団体連絡協議会 会員 (NPO 法人熊本消費者協会 副会長)
委員	菊住 幸枝	社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会会长
委員	山本 里賀子	八代市循環社会推進課 課長補佐兼計画係長

(令和7年(2025年)12月現在、敬称略)